

# 人事委員会年報

令和4年度

埼玉県人事委員会

# 目 次

第1章 委員会関係	
1 人事委員会の構成及び運営	1
2 事務局の組織及び事務分掌	
3 委員会の議決事項	5
4 条例案に対する意見	8
5 人事委員会規則の制定・改廃状況	
6 通知の制定・改廃状況	1 4
第2章 任用関係	
1 採用試験	1 7
2 採用選考	2 6
3 昇 任	2 8
4 転 任	0 0
5 臨時的任用	3 C
第3章 給与関係	
1 職員の給与等に関する報告(意見)及び勧告	3 1
2 職員給与実態調査	3 6
3 職種別民間給与実態調査	····· 4 C
第4章 公平審査関係	
1 不利益処分に関する審査請求	
2 勤務条件に関する措置要求	4 2
3 苦情相談	4 2
第5章 勤務条件関係	
1 人事管理に関する報告(意見)	4 3
2 労働基準監督の状況	4 3
3 職員団体の登録状況	4 6
4 年次休暇等の使用状況及び時間外・休日勤務の実績	4 7
第6章 その他	
1 会議等開催状況(令和4年度)	
2 事務局職員名簿	
参 考 資 料	5.3

# 第 1 章 委員会関係

人事委員会は、地方公務員法第7条第1項の規定に基づく条例により設置された中立的かつ専門的な人事機関であり、3人の委員で構成される合議体の執行機関である。

人事委員会の権限は、職員の採用及び昇任に係る競争試験及び選考の実施、給与等に関する調査・研究及び報告・勧告、勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する審査請求についての審査、労働基準監督業務としての職権行使など、人事行政全般にわたるものである。

人事委員会は、人事委員会会議規則に基づき、定例会及び臨時会を開催している。 令和4年度は、定例会を24回、臨時会を7回開催した。

# 1 人事委員会の構成及び運営

(1) 人事委員会委員

委員は、知事が議会の同意を得て選任し、任期は4年である。

職	名		氏	名		在任期間	前職等
委員	長	池	本	誠	回	令和4.3.31~ [委員長在任 令和4.3.31~]	(現)弁護士
委	員	森	谷	弘	史	平成30.12.27~令和4.12.26	(現)マレリ㈱会長
委	員	中	込	秀	明	令和4.12.27~	(現)富士電子㈱ 代表取締役会長
委	員	関	口	和	代	令和1.12.27~	(現)東京経済大学経営学部教授

## (2) 委員会の開催状況

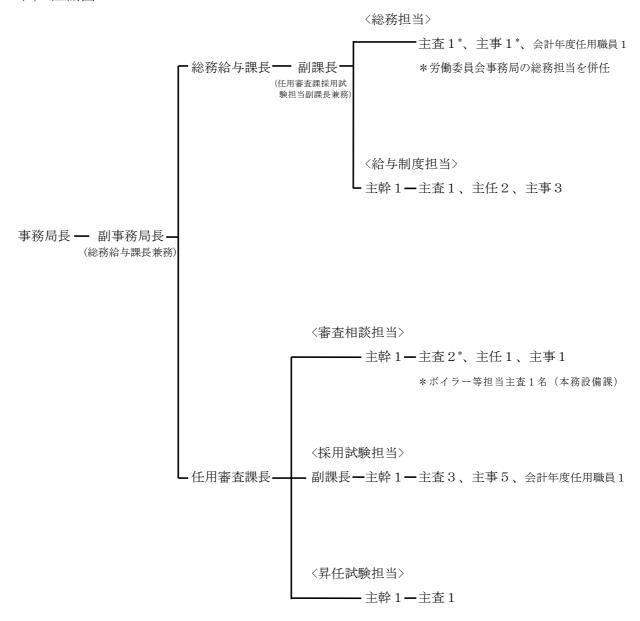
委員会の開催状況は、次のとおりである。

	区分	₽月	4年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月	2月	3 月	計
	定例	会	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2 4
口	臨時	会					1	2	1		2			1	7
数	計		2	2	2	2	3	4	3	2	4	2	2	3	3 1
<i>_</i>	議	決	5	2	3	5	1 0	7	3	7	3	2	4	1 7	6 8
付	協	議			1		4	6	3	2	5		4	5	3 0
議	報	告	7	4	3	3	5	2	3	5	5	3		2	4 2
事	その	他													
項	計		1 2	6	7	8	1 9	1 5	9	1 4	1 3	5	8	2 4	1 4 0

# 2 事務局の組織及び事務分掌

(令和5年4月1日現在)

# (1) 組織図



# (2) 事務分掌

#### 《総務給与課》

## 〈総務担当〉

- 1 人事委員会(以下「委員会」という。)の会議に関すること。
- 2 委員会の広聴及び広報に関すること。
- 3 事務局の組織、人事、給与及び服務等に関すること。
- 4 委員会の委員等の位勲、褒賞及び表彰に関すること。
- 5 委員会の予算、決算、会計及び物品の管理に関すること。
- 6 委員会の公印の管理に関すること。
- 7 委員会の文書の収受、発送及び編さん保存に関すること。
- 8 人事行政の運営の状況及び業務の状況の報告に関すること。
- 9 その他、他の担当の所掌に属しない事務に関すること。

#### 〈給与制度担当〉

- 1 職員給与実態調査に関すること。
- 2 民間給与実態調査に関すること。
- 3 給料表及び給与に関する報告及び勧告その他給与に関すること。
- 4 職員の給与に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。
- 5 給与の支払の監理に関すること。
- 6 人事評価に係る給与制度に関すること。

#### 《任用審査課》

#### 〈審査相談担当〉

- 1 勤務時間、休暇その他の勤務条件(他の担当の所掌するものを除く。)に関すること。
- 2 分限、懲戒、服務及び退職管理に関すること。
- 3 職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出(他の担当の所掌するものを除く。)に関すること。
- 4 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
- 5 不利益処分に関する審査請求の審査に関すること。
- 6 職員からの苦情相談の総括に関すること。
- 7 職員団体に関すること。
- 8 地方公務員法第58条第5項の規定に基づく労働基準監督機関の職権の行使に 関すること。
- 9 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第 5条第2項の規定に基づく審査に関すること。
- 10 職員の退職手当に関する条例第21条第1項の規定に基づく調査審議に関すること。

## 〈採用試験担当〉

- 1 人事記録の管理及び人事に関する統計の作成に関すること。
- 2 競争試験、選考その他の任用(他の担当の所掌するものを除く。)に関すること。
- 3 任用候補者名簿(他の担当の所掌するものを除く。)に関すること。
- 4 試験制度等の調査研究に関すること。
- 5 人物試験委員に関すること。

## 〈昇任試験担当〉

- 1 主査級昇任試験及び研修に関すること。
- 2 昇任選考等に関すること。

# 3 委員会の議決事項

令和4年度人事委員会の議決事項は、次のとおりである。

開催期日・回数	議 決 事 項
4. 4. 5	1 令和3年(不)第3号事案について
(第1回定例会)	2 措置要求について
	3 審査請求について
	4 職員の懲戒処分について
4. 4. 19	1 昇任候補者の選考について
(第2回定例会)	
4. 5. 10	1 令和3年(不)第3号事案について
(第3回定例会)	2 退職手当の返納命令処分に係る諮問について
4. 6. 21	1 埼玉県議会からの意見照会について
(第6回定例会)	2 退職手当の返納命令処分に係る諮問について
	3 新規の審査請求について
4. 7. 5	1 昇任候補者の選考について
(第7回定例会)	2 令和4年(不)第1号事案について
	3 労働基準監督機関の職権行使について
4. 7. 19	1 人事行政の運営等の状況に関する報告について
(第8回定例会)	2 令和3年(不)第3号事案について
4. 8. 4	1 令和3年(不)第3号事案について
(第9回定例会)	2 令和4年(不)第2号事案について
	3 採用候補者の選考について
4. 8. 24	1 昇任候補者の選考について
(第10回定例会)	2 採用候補者の選考について
	3 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について
	4 職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則等について
	5 令和4年(不)第1号事案について
4. 8. 29	1 令和4年度埼玉県職員採用上級試験等の最終合格者の決定及び採用候補者 名簿の作成について
(第1回臨時会)	2 令和4年(不)第1号事案について
4. 9. 8	1 職員の勤務時間、規則等に関する規則の一部を改正する規則について
(第11回定例会)	2 令和4年(不)第1号事案について
4. 9. 15	1 労働基準監督機関の職権行使について
(第2回臨時会)	2 令和3年(不)第3号事案について
	3 令和4年(不)第2号事案について
4. 9. 22	1 職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第13号の規定に基づく承 認について
(第12回定例会)	2 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認について

開催期日・回数	議 決 事 項
4. 10. 6	1 令和3年(不)第3号事案について
(第13回定例会)	
4. 10. 13	1 令和4年(不)第1号事案について
(第4回臨時会)	
4. 10. 20	1 職員の給与等に関する報告(意見)及び勧告について
(第14回定例会)	
4. 11. 2	1 職員団体の新規登録について
(第15回定例会)	2 令和4年(措)第1号事案について
4. 11. 17	1 令和3年(不)第3号事案について
(第16回定例会)	2 令和4年(不)第1号事案について
	3 令和4年(不)第2号事案について
	4 労働基準監督機関の職権行使について
	5 令和4年度埼玉県職員採用初級試験等の最終合格者の決定及び採用候補者 名簿の作成について
4. 12. 8	1 令和4年度埼玉県経験者職員採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者 名簿の作成について
(第5回臨時会)	2 令和4年(不)第1号事案について
4. 12. 22	1 令和3年(不)第3号事案について
(第6回臨時会)	
5. 1. 5	1 令和4年(不)第2号事案について
(第19回定例会)	
5. 1. 19	1 令和5年度埼玉県警察官(巡査)採用試験事務の警察本部長への委任について
(第20回定例会)	
5. 2. 2	1 令和5年度埼玉県警察官(巡査)採用試験実施計画の承認について
(第21回定例会)	
5. 2. 16	1 昇任候補者の選考について
(第22回定例会)	2 採用候補者の選考について
	3 特定任期付職員の任期の更新について
5. 3. 2	1 昇任候補者の選考について
(第23回定例会)	2 転任の承認について
	3 令和5年度埼玉県職員採用試験の実施について
	4 労働基準監督機関の職権行使について
5. 3. 16	職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第13号の規定に基づく承 認について
(第7回臨時会)	2 定年引上げに伴う人事委員会規則(改正・制定)の付議について
	3 定年引上げに伴う教育委員会規則(改正・制定)の協議について

開催期日・回数	議 決 事 項
5. 3. 22	給与制度に係る人事委員会規則の改正について
(第24回定例会)	2 人事異動等に伴う給与決定に関する承認について
	3 昇任候補者の選考について
	4 採用候補者の選考について
	5 転任の承認について
	6 任期付職員の採用について
	7 埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の制定ついて
	3 埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について
	9 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について
	0 労働基準監督機関の職権行使について

# 4 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項を定める条例案に対し、次のとおり意見を提出した。

意見提出日	議案番号	件名	条例の概要	意見
	令和4年6月 定例会 第94号議案	職員の定年等に関する条例 等の一部を改正する等の条 例	地方公務員法等の一部改正に伴い、及び令和3年9月9日付けの埼玉県人事委員会の意見等を踏まえ、職員の定年の引上げ等に関し必要な事項を定める等するものである。	適当であると認める。
R4.6.21	令和4年6月 定例会 第95号議案	職員の高齢者部分休業に関 する条例	高齢期の職員の多様な働き方の 推進に資するため、高齢者部分 休業制度を設けるものである。	適当であると認める。
	令和4年6月 定例会 第100号議案	学校職員の給与に関する条 例等の一部を改正する条例	令和3年9月9日付けの埼玉県人事委員会の意見を踏まえ、学校職員の給料等に関し必要な事項を定める等するものである。	適当であると認める。
R4.12.8	令和4年12月 定例会 第169号議案	職員の給与に関する条例等 の一部を改正する条例	令和4年10月20日付けの埼玉県 人事委員会の職員の給与につい ての勧告に基づき、職員の給与を 改定するものである。	いずれも適当であると
	令和4年12月 定例会 第170号議案	学校職員の給与に関する条 例の一部を改正する条例	令和4年10月20日付けの埼玉県 人事委員会の職員の給与につい ての勧告に基づき、学校職員の 給与を改定するものである。	認める。

# 5 人事委員会規則の制定・改廃状況

人事委員会が制定した人事委員会規則は、次のとおりである。

規則番号	公布年月日 (施行•適用年月日)	件名	概要
1-76	R5. 3. 28 (R5.4.1施行)	埼玉県人事委員会の保有する個人 情報の保護等に関する規則	個人情報の保護に関する法律の一部改正及び埼 玉県個人情報保護条例の廃止、個人情報の保護 に関する法律施行条例の制定に伴い、既存規則 を廃止し、関係規則の制定を行う。
6-97	R5. 3. 24 (R5.4.1施行)	職員の任用に関する規則の一部を 改正する規則	定年の引上げに合わせて、経験者職員採用試験の受験資格について、「59歳未満(試験年度4月1日時点)」から「64歳未満」に改正する。ただし、経過措置として、定年の段階的引上げに合わせて、令和5年4月1日から令和13年4月1日まで、2年に1歳ずつ引き上げるものとする。
7-1058	R4. 8. 30 (R4.10.1施行)	期末手当及び勤勉手当に関する規 則の一部を改正する規則	地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に 伴い、所要の改正を行う。
7-1059	R4. 8. 30 (R4.8.30施行 •R4.7.16適用)	管理職手当に関する規則の一部を 改正する規則	職の見直しに伴い、所要の改正を行う。
7-1060	R4. 12. 23 (R4.12.23施行 •R4.4.1適用)	初任給、昇格、昇給等の基準に関 する規則の一部を改正する規則	給料表水準の引上げ改定に伴い、昇格時の号給対応に変更が生じるため、昇格時号給対応表の改正を行う。
7-1061	R4. 12. 23 (R4.12.23施行 •R4.12.1適用)	期末手当及び勤勉手当に関する規 則の一部を改正する規則	勤勉手当の支給月数の引上げに伴う改正を行う。
7-1062	R5. 3. 24 (R5.4.1施行)	管理職手当に関する規則の一部を 改正する規則	定年引上げに伴い、所要の改正を行う。
7-1063	R5. 3. 24 (R5.4.1施行)	通勤手当に関する規則の一部を改 正する規則	定年引上げに伴い、所要の改正を行う。
7-1064	R5. 3. 24 (R5.4.1施行)	初任給調整手当に関する規則の一 部を改正する規則	定年引上げに伴い、所要の改正を行う。

規則番号	公布年月日 (施行•適用年月日)	件名	概要
7-1065	R5. 3. 24 (R5.4.1施行)	期末手当及び勤勉手当に関する規 則の一部を改正する規則	定年引上げに伴い、所要の改正を行う。
7-1066	R5. 3. 24 (R5.4.1施行)	農林業普及指導手当に関する規則 の一部を改正する規則	定年引上げに伴い、所要の改正を行う。
7-1067	R5. 3. 24 (R5.4.1施行)	給料等の支給に関する規則の一部 を改正する規則	定年引上げに伴い、所要の改正を行う。
7-1068	R5. 3. 24 (R5.4.1施行)	特地勤務手当等に関する規則の一 部を改正する規則	定年引上げに伴い、所要の改正を行う。
7-1069	R5. 3. 24 (R5.4.1施行)	初任給、昇格、昇給等の基準に関 する規則の一部を改正する規則	定年引上げに伴い、所要の改正を行う。
7-1070	R5. 3. 24 (R5.4.1施行)	住居手当に関する規則の一部を改 正する規則	定年引上げに伴い、所要の改正を行う。
7-1071	R5. 3. 24 (R5.4.1施行)	給料の調整額に関する規則の一部 を改正する規則	定年引上げに伴い、所要の改正を行う。
7-1072	R5. 3. 24 (R5.4.1施行)	単身赴任手当に関する規則の一部 を改正する規則	定年引上げに伴い、所要の改正を行う。
7-1073	R5. 3. 24 (R5.4.1施行)	管理職員特別勤務手当に関する規 則の一部を改正する規則	定年引上げに伴い、所要の改正を行う。
7-1074	R5. 3. 24 (R5.4.1施行)	地域手当に関する規則の一部を改 正する規則	定年引上げに伴い、所要の改正を行う。

規則番号	公布年月日 (施行•適用年月日)	件名	概要
7-1075	R5. 3. 24 (R5.4.1施行)	退職手当の調整額に係る職員の区 分に関する規則の一部を改正する 規則	定年引上げに伴い、所要の改正を行う。
7-1076	R5. 3. 24 (R5.4.1施行)	職員の給与に関する条例附則 第15項、第17項、第19項又は 第20項の規定による給料に関する 規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、定 年引上げに関する必要な事項を定める。
7-1077	R5. 3. 31 (R5.4.1施行)	初任給、昇格、昇給等の基準に関 する規則の一部を改正する規則	組織改正等に伴い、所要の改正を行う。
7-1078	R5. 3. 31 (R5.4.1施行)	管理職手当に関する規則の一部を 改正する規則	組織改正等に伴い、所要の改正を行う。
7-1079	R5. 3. 31 (R5.4.1施行)	給料表の適用範囲に関する規則の 一部を改正する規則	組織改正等に伴い、所要の改正を行う。
7-1080	R5. 3. 31 (R5.4.1施行)	給料の調整額に関する規則の一部 を改正する規則	組織改正等に伴い、所要の改正を行う。
7-1081	R5. 3. 31 (R5.4.1施行)	職員の特殊勤務手当に関する規則 の一部を改正する規則	熊谷児童相談所の一時保護所設置に伴う所要の 改正及び要人の警護業務の危険性、困難性の度 合いの高まりを受け、警察業務手当のうち警衛・ 警護業務に関するものの手当額を引き上げる改 正を行う。
7-1082	R5. 3. 31 (R5.4.1施行)	管理職員特別勤務手当に関する規 則の一部を改正する規則	警察本部において、管理職特別勤務手当の支給に係る紙の勤務実績簿の作成・保管を必要とする規定について、勤務情報を管理する情報システムによる作成・保管を可能とする。
8-8	R5. 3. 24 (R5.4.1施行)	埼玉県職員の留学費用の償還に関 する規則の一部を改正する規則	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する 等の条例の施行に伴い、所要の改正を行う。
9-3	R5. 3. 24 (R5.4.1施行)	職員の定年等に関する規則の全部 を改正する規則	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する 等の条例の施行に伴い、関係規則の規定整備を 行う。

規則番号	公布年月日 (施行•適用年月日)	件名	概要
11-21	R5. 3. 24 (R5.4.1施行)	職員からの苦情相談に関する規則 の一部を改正する規則	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する 等の条例の施行に伴い、関係規則の規定整備を 行う。
12-140	R5. 3. 31 (R5.4.1施行)	管理職員等の範囲を定める規則の 一部を改正する規則	組織改正に伴う職の新設及び廃止に対応するため、所要の改正を行う。
12-141	R5. 3. 31 (R5.4.1施行)	彩の国さいたま人づくり広域連合の 管理職員等の範囲を定める規則の 一部を改正する規則	組織改正に伴う職の新設及び廃止に対応するため、所要の改正を行う。
12-142	R5. 3. 31 (R5.4.1施行)	埼玉県浦和競馬組合の管理職員等 の範囲を定める規則の一部を改正 する規則	組織改正に伴う職の新設及び廃止に対応するため、所要の改正を行う。
13-59	R4. 8. 30 (R4.10.1施行)	職員の勤務時間、休暇等に関する 規則の一部を改正する規則	地方公務員の育児休業等に関する法律及び職員 の育児休業等に関する条例の改正に伴い、職員 の育児休業の取得要件の緩和及び取得の柔軟 化等のための規定の整備を行う。
13-60	R4. 9. 13 (R4.9.13施行)	職員の勤務時間、休暇等に関する 規則の一部を改正する規則	各任命権者からの要望を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策業務に従事する職員等の令和4年の夏季休暇の取得期限について、「令和4年10月31日まで」に延長する改正を行う。
13-61	R5. 3. 24 (R5.4.1施行)	職員の勤務時間、休暇等に関する 規則の一部を改正する規則	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する 等の条例の施行に伴い、関係規則の規定整備を 行う。年次休暇の単位の見直し、及び夏季休暇の 取得期間、会計年度任用職員等の取得単位(半 日休暇)の見直しを行う。
17-38	R5. 3. 24 (R5.4.1施行)	外国の地方公共団体の機関等に派 遣される職員の処遇等に関する規 則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例附則第13項の規定 (給料月額7割措置)の適用を受ける派遣職員の 給与に関する規定の新設。 外国の地方公共団体の機関等に派遣中の職員 が60歳に達して、給与7割措置の規定の適用を 受ける場合に、給与の支給割合を再決定する。
17-39	R5. 3. 28 (R5.4.1施行)	公益的法人等への職員の派遣等に 関する規則の一部を改正する規則	別表第二の改正 ①名称変更「公益財団法人埼玉県母子寡婦福祉連合会」→「公益財団法人埼玉県ひとり親福祉連合会」 ②削除「一般社団法人埼玉県ラグビーフットボール協会」 別表第四の改正 ①名称変更「株式会社デジタルスキップステーション」→「株式会社デジタルSKIPステーション」

規則番号	公布年月日 (施行•適用年月日)	件名	概要
18-14	R4. 8. 30 (R4.10.1施行)	職員の育児休業等に関する規則の 一部を改正する規則	地方公務員の育児休業等に関する法律及び職員 の育児休業等に関する条例の改正に伴い、職員 の育児休業の取得要件の緩和及び取得の柔軟 化等のための規定の整備を行う。
24-4	R5. 3. 24 (R5.4.1施行)	職員の退職管理に関する規則の一 部を改正する規則	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する 等の条例の施行に伴い、関係規則の規定整備を 行う。
25-1	R5. 3. 24 (R5.4.1施行)	職員の高齢者部分休業に関する規則	職員の高齢者部分休業に関する条例の施行に伴い、関係規則の制定を行う。これに伴い、規則の分類に関する規則(埼玉県人事委員会規則1—2)の一部の改正を行う。

# 6 通知の制定・改廃状況

文書番号	公布年月日 (施行•適用年月日)	件名	概要
人委第301-1号	R4. 8. 30 (R4.10.1施行)	「期末手当及び勤勉手当の支 給について」の一部改正につい て	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正 (地方公務員の育児休業等に関する法律に伴う所 要の改正)に伴う改正を行う。
人委第376号	R4. 9. 27 (R4.9.27施行 •R4.8.26適用)	「職員の特殊勤務手当の運用について」の一部改正について	警護要則(国家公安委員会規則)が廃止制定されたことに伴う改正を行う。
人委第553号	R4. 12. 23 (R4.12.23施行 •R4.4.1適用)	給料の調整額に関する規則の 調整基本額について	職員の給与に関する条例の給料表の改正に伴 い、調整基本額の上限額(給料月額の4.5%)を規 定
人委第703-1号	R5. 3. 24 (R5.4.1施行)	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について(平成20年3月21日付け人委第778号について)(通知)	定年引上げに係る「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の改正等に伴い、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める改正
人委第703-2号	R5. 3. 24 (R5.4.1施行)	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について(平成28年3月29日付け人委第671号について)(通知)	定年引上げに係る「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の改正等に伴い、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める改正
人委第716-1号	R5. 3. 31 (R5.4.1施行)	「医療職給料表(3)の適用を受ける職員の初任給の決定について」の一部改正について	組織改正等に伴う改正を行う。

文書番号	公布年月日 (施行·適用年月日)	件名	概要
人委第716-2号	R5. 3. 31 (R5.4.1施行)	「管理職手当に関する規則の 運用について」の一部改正につ いて	組織改正等に伴う改正を行う。
人委第716-3号	R5. 3. 31 (R5.4.1施行)	「給料表の適用範囲に関する 規則の運用について」の一部 改正について	組織改正等に伴う改正を行う。
人委第716-4号	R5. 3. 31 (R5.4.1施行)	「管理職員特別勤務手当の運 用について」の一部改正につい て	管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正 に伴う改正を行う。
人委第716-5号	R5. 3. 31 (R5.4.1施行)	「職員の特殊勤務手当の運用 について」の一部改正について	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正 (警衛警護業務手当の手当額の引上げ)に伴う改 正を行う。
人委第718-1号	R5. 3. 28 (R5.4.1施行)	「初任給、昇格、昇給等の基準 に関する規則の運用について」 の一部改正について	定年引上げに伴う改正を行う。
人委第718-2号	R5. 3. 28 (R5.4.1施行)	給料の調整額に関する規則の 調整基本額について	定年引上げに伴う改正を行う。
人委第718-3号	R5. 3. 28 (R5.4.1施行)	「給料等の支給に関する規則 の運用について」の一部改正 について	定年引上げに伴う改正を行う。

文書番号	公布年月日	件名	概要
7.11	(施行・適用年月日)		
人委第718-4号	R5. 3. 28 (R5.4.1施行)	「地域手当の運用について」の 一部改正について	定年引上げに伴う改正を行う。
人委第718-5号	R5. 3. 28 (R5.4.1施行)	「単身赴任手当の運用につい て」の一部改正について	定年引上げに伴う改正を行う。
人委第718-6号	R5. 3. 28 (R5.4.1施行)	「期末手当及び勤勉手当の支 給について」の一部改正につい て	定年引上げに伴う改正を行う。
人委第718-7号	R5. 3. 28 (R5.4.1施行)	「勤勉手当の成績率の運用に ついて」の一部改正について	定年引上げに伴う改正及び懲戒処分等を受けた 職員の勤勉手当の成績率に係る改正を行う。
人委第718-8号	R5. 3. 28 (R5.4.1施行)	職員の給与に関する条例附則 第13項及び第14項の運用に ついて	職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、定 年引上げに関する必要な事項を定める。
人委第718-9号	R5. 3. 28 (R5.4.1施行)		職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、定 年引上げに関する必要な事項を定める。
人委第737号	R5. 3. 24 (R5.4.1施行)	職員の定年制度の運用につい て(通知)	職員の定年等に関する条例の改正を踏まえて、 職員の定年等に関する規則の全部を改正したこと に伴い、当該通知を制定。及び、「職員の定年制 度の運用について(昭和59年12月4日付け人委 第507号)」を令和5年3月31日限りで廃止。

# 第2章任用関係

# 1 採用試験

地方公務員法第17条の2第1項及び職員の任用に関する規則第4条第1項の規 定に基づき、次の採用試験を実施した。

- ① 職員採用上級試験
- ② 職員採用初級試験
- ③ 免許資格職職員採用試験
- ④ 経験者職員採用試験
- ⑤ 警察官(巡查)採用試験 I 類
- ⑥ 警察官(巡査)採用試験Ⅱ類
- ⑦ 警察官(巡查)採用試験Ⅲ類
- ⑧ 警察官(巡查)採用試験(国際捜査Ⅰ類)
- ⑨ 警察官(巡査)採用試験(武道・体育指導 I 類)
- ⑩ 警察官(巡査)採用試験(サイバー犯罪捜査 I 類)
- ⑪ 警察官(巡査)採用試験(サイバー犯罪捜査Ⅱ類)
- ⑩ 警察事務職員採用上級試験
- ③ 警察事務職員採用初級試験
- (A) 市町村立小·中学校事務職員採用上級試験
- ⑤ 市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

上級試験(①、⑫、⑭)の受験者は、前年度より49人(2.7%)減少し1,738人となり、合格者は前年度より24人(5.4%)増加し468人となった。一般行政では、受験者が前年度より39人(3.3%)減少し1,144人となり、合格者は16人(5.6%)増加して300人となった。倍率は0.4ポイント減少し3.8倍となった。

初級試験(②、⑬、⑮)の受験者は、前年度より3人(0.6%)増加し505人となり、合格者は前年度より12人(16.7%)増加し84人となった。一般事務の合格者は1人(5.0%)減少して19人となり、倍率は1.6ポイント増加し12.2倍となった。

免許資格職試験(③)の受験者は、前年度より2人(1.0%)減少し

199人となり、合格者は前年度より14人(24.1%)減少し44人となった。 経験者職員採用試験(④)の受験者は、前年度より40人(18.7%)減少し 175人となり、合格者は前年度から変わらず30人となった。一般行政では、受 験者が前年度より54人(40.0%)減少し81人となり、合格者は前年度より 1人(20.0%)増加し6人となった。倍率は13.5ポイント減少し、13. 5倍となった。

警察官採用試験(⑤~⑪)の受験者は、前年度より27人(0.7%)増加し4,143人となり、合格者は前年度より58人(11.4%)増加して565人となった。倍率は0.8ポイント減少し7.3倍となった。

なお、平成19年度から警察官採用試験(⑤~⑨)については、試験の実施を警

# (1) 受験資格

	試	験	区	分				主	な	受	験	資	格		
職	員技	采用	上;	級試	験										
						<ul> <li>平成4.4</li> </ul>	<b>4.</b> 2∼	平成13.4	4.1に生	生まれ	た者(2	1歳~2	29歳)		
市	町村	立八	١. •	中学	校校	• 平成13.	4.21	以降に生	生まれ	た者	で、令和	15年	3月ま	でに大賞	学卒
事	務職	員採	用_	上級記	試験	業(見	し込み	)又は,	人事委	員会	が同等の	)資格/	がある	と認める	る者
						• 福祉	につい	いては、	、社会	福祉	主事の信	壬用資	格の取	得者又は	は令
警	察	事	務	職	員	和5.3	3.31	までにタ	資格取	得見記	込みの者	<b>≠.</b> ∃			
採	用	上	級	試	験										
職	員技	彩用	初;	級試	験										
市	町村	立/	<u>ا</u> ، ا	中学	校校										
事	務職	員採	用礼	纫級詞	試験	• 平成13.	4.2~	~平成17.	4.1に	生まれ	れた者(	17歳~	20歳)		
警	察	事	務	職	員										
採	用	初	級	試	験										
経	験者	΅職∮	員採	用 討	、験	のもの ア : イ : 業 業	大するませる。大する期間においます。	と卒業後 者 大学又に 女が680 おける罪	後、民 は専修* 時間以 戦務経	間企業 学校 (上の 験を 7	(2年制	ける職 以上の <b>3</b> る。) 有する	務経験 専門課 を卒業 者	のいず を 5 年 程で年 を後、民	以上 間授
免職	許員	採	角	格試	職験	・獣医 ・保健 ・管理栄養 ・司書 ・それ	師は、はは、は、ないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	昭和61. 昭和61. 昭和61. 成4.4.2 ひ職種(	4.2~ 4.2~ 4.2~ 2~平成1 こ必要	平成11. 平成14. 平成13. 5.4.1 な免責	4.1に生 4.1に生 4.1に生 はに生ま 許(資格	Eまれた Eまれた Eまれた れた者 ) のI	た者(2 た者(2 た者(2 た者(3 で で は で は で れ で れ で れ で れ の で れ の で れ の れ の れ の の れ の れ	3歳〜35 3歳〜35 0歳〜35 1歳〜35 〜29歳) マは令見 する見え	歳) 歳) 歳)

注 年齢は、令和4年4月1日現在のものである。

試 験 区 分	主 な 受 験 資 格
警察官採用試験 I類	・昭和62.4.2以降に生まれた者で、大学を卒業若しくは令和5年3月までに卒業見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると認められる者(34歳まで)
Ⅲ類	<ul> <li>・(1)昭和62.4.2~平成15.4.1に生まれた者で、短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。)を卒業した者又は令和5年3月までに卒業見込みの者(19歳~34歳)</li> <li>・(2)大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上修得した者又は令和5年3月までに修得見込みの者(I類に該当する者を除く。同等の資格があると認められる者を含む。)で、昭和62.4.2~平成15.4.1までに生まれた者(19歳~34歳)</li> </ul>
Ⅲ類	・(1)第1回試験(高等学校を卒業見込みの者は受験不可) 昭和62.4.2~平成16.4.1に生まれた者で、I類・II類に該当 しない者(18歳~34歳) ・(2)第2回試験 昭和62.4.2~平成17.4.1に生まれた者で、I類・II類に該当 しない者(17歳~34歳)
県外試験 I 類	・昭62.4.2以降に生まれた男性で、大学を卒業若しくは令和5年3月までに卒業見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると認められる者(34歳まで)
県外試験Ⅲ類	・昭和62.4.2~平成17.4.1に生まれた男性で、I類以外の者 (17歳~34歳)
国際捜査Ⅰ類	・前記Ⅰ類の受験資格のほか、語学(受験言語)が堪能な者
武道·体育指導 I 類	・前記 I 類の受験資格のほか、次のいずれかの要件を備え、卓越した技術を有する者 ① 柔道 段位が4段以上の者(大学卒業見込みの者に限り3段を含む。) ② 剣道 段位が4段以上の者(大学卒業見込みの者に限り3段を含む。)
サイバー犯罪捜査 Ⅰ類・Ⅱ類	・前記Ⅰ類/Ⅱ類の受験資格を有する者で、独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験(ITパスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。)に合格している者又は情報処理安全確保支援士となる資格を有している者若しくは採用予定日までに有する見込みの者

# (2) 実施日程

(2) 夫旭日住		受付	第1次試験日	第1次合格	第2次試験日	最終合格	名簿
試験区分	告示日	期間	及び試験地	発表日	及び試験地	発表日	確定日
	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和
職員採用上級試験	1 11	4. 4. 27~	4. 6. 19	4. 6. 28	4.7.11~	4. 8. 30	4. 8. 29
		4. 5. 11	(伊奈町)		4. 8. 23		
					(さいたま市)		
免許資格職職員	"	"	"	"	"	"	"
採用試験(司書を除く)							
lamati ti ti ti ti ti ti							
市町村立小・中学校	"	"	"	"	"	"	"
事務職員採用上級試験							
数房亩效啦只	"	IJ	IJ	"	"	IJ	,,
警察事務職員採用上級試験		"	"	<i>"</i>	,,,	,,,	"
木 川 上 娰 武 凞	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和
職員採用初級試験		4. 8. 19∼	4. 9. 25	4. 10. 5	4. 10. 13~	4. 11. 25	4. 11. 17
	1. 1. 20	4. 8. 29	(さいたま市)	1. 10. 0	4. 10. 27	1. 11. 20	1. 11. 11
		1. 0. 20	(C. 723(1))		(さいたま市)		
免許資格職職員	"	"	"	"	// // // // // // // // // // // // //	"	IJ
採用試験(司書)							
市町村立小・中学校	"	"	"	"	"	"	"
事務職員採用初級試験							
#							
警察事務職員	"	"	"	"	"	"	"
採用初級試験		ΔIn	Δín	Δin	I o Vb I	[ o V/n]	ΔIn
	<sup>令和</sup> 4. 4. 26	令和	令和	令和	【 2 次 】 <sup>令和</sup>	【2次】 <sup>令和</sup>	令和
	4. 4. 20	4. 8. 19~ 4. 8. 29	4.9.25 (さいたま市)	4. 10. 18	<sup>す利</sup> 4. 10. 30	7州 4. 11. 25	4. 12. 8
経験者職員		4. 0. 29	(91/23/11)		(さいたま市)	4. 11. 20	
採用試験							
713 # 4 300					【3次】	【3次】	
					令和	令和	
					4.12.4 (さいたま市)	4. 12. 13	
#6 4 4 K H 3 K PA	令和	令和	令和	令和	令和	令和	
警察官採用試験	4. 3. 1	4. 3. 1~	4. 5. 8	4. 5. 23	4. 6. 3~	4. 8. 22	_
県内第1回試験 I 類		4. 4. 8	(さいたま市		4.7.3		
и <del>п</del> жд	.,	,,	ほか)	.,	(さいたま市)	,,	"
# II類 # III類	)) ))	)) ))	II II	II II	II II	)) ))	)) ))
国際捜査 Ⅰ類	"	"	// //	"	"	"	"
武道·体育指導I類	"	"	"	"	"	"	"
サイバー犯罪捜査 I, II類		"	"	"	"	"	"
		4 5 10	4 0 10	4 10 0	4 10 0	4 10 00	
県内第2回試験 I 類	"	4.7.13~	4. 9. 18	4. 10. 3	4. 10. 8~	4. 12. 23	_
		4. 8. 24	(さいたま市 ほか)		4.10.30 (さいたま市)		
″ Ⅱ類	"	IJ	(エル)	"	(さいだま用)	"	"
// // // // // // // // // // // // //	"	"	"	"	"	"	"
が 武道・体育指導 I 類	"	"	"	"	"	"	"
県外試験 I 類	"	4. 3上旬~	4. 5. 8	4. 5. 19	4. 7. 17	4. 12. 23	_
		4. 4上旬	(仙台市ほか)	4. 5. 20	(仙台市)		
,, TIT 1/4.2	.,	4 7 l. <del>5</del> 1 -	4 0 10	4 0 00	4 11 10	E 1 00	
″ ∭類	"	4.7上旬~ 4.8下旬	4. 9. 18 (仙台市ほか)	4. 9. 29 4. 9. 30	4.11.19 (仙台市)	5. 1. 20	_
<u> </u>	) > #6	4.0      歿庁採用計開				ている	

注 平成19年度から、警察官採用試験については警察本部長に委任している。

# (3) 試験の方法

(3) 試験の方法		
試 験 区 分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
職員採用上級試験 免許資格職職員採用試験 (司書を除く) 市町村立小・中学校事務職員採用上級試験 警察事務職員採用上級試験	選択解答 択一式 120分 注 免許資格職及び小・中 事務は、教養試験のみ 専門試験 40問 (一般行政・警察事務は50問出題) 択一式 120分	人物試験 個別面接I・Ⅱ (警察事務は個別面接) 適性検査 論文試験 1題 75分
職員採用上級試験(新方式)	専門試験 40問 択一式 120分	人物 試験 個別面接 I ・ II 個別面接(プレゼンテーション含む) 適性検査
職員採用初級試験免許資格職職員採用試験(司書)	教養試験 50問必須 択一式 120分	人物試験 個別面接 I ・ Ⅱ (警察事務は個別面接) 適性検査
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験警察事務職員採用初級試験	専門試験(設備、総合土木、司書 のみ) 40問必須 択一式 120分	作文試験 1題 60分 (司書は論文試験1題 60分)
経験者職員採用試験	教養試験 40問必須 択一式 120分 論文試験 I 1題 75分	【第 2 次試
警察官(巡査)採用試験 I 類警察官(巡査)採用試験 II 類警察官(巡査)採用試験 II 類響察官(巡査)採用試験 II 類 質響のでは、	50間必須 択一式 120分 論(作)文試験	人物試験 個別面接 身体検査 体力検査
警察官(巡査)採用試験 (国際捜査I類) (サイバー犯罪捜査I類) (サイバー犯罪捜査I類)	専門試験 I	専門試験Ⅱ 口述式 人物試験 個別面接 身体検査 体力検査

# (4) 実施状況(令和4年度)

# ア 上級試験総括表

		採用	申込者	第 1	次 言	式 験	第2次試験	最 終	最 終	
試 験	職種	予 定	1,50	受験者	受験率	合格者	受験者	合格者	倍 率	採用者
		人員	a	b	b/a	С	d	е	b∕e	
		人	人	人	%	人	人	人	倍	人
一般	行 政	184	1,617	1, 144	70.7	654	486	300	3.8	186
福	祉	36	68	48	70.6	34	28	18	2.7	12
心	理	15	60	43	71.7	40	30	20	2.2	17
設	備	21	56	40	71.4	39	27	19	2. 1	10
設備(	警察)	2	9	6	66. 7	4	4	1	6.0	1
総合	土木	39	76	57	75.0	56	38	24	2.4	11
建	築	6	19	8	42. 1	6	4	2	4.0	2
化	学	10	56	36	64.3	35	21	10	3.6	8
農	業	17	54	38	70.4	37	35	20	1.9	17
林	業	6	28	21	75.0	17	14	8	2.6	6
小	計	336	2,043	1, 441	70.5	922	687	422	3. 4	270
小·□	中事務	18	230	168	73. 0	81	73	22	7.6	18
警 察	事 務	27	192	129	67.2	84	77	24	5. 4	20
合	計	381	2, 465	1,738	70.5	1,087	837	468	3. 7	308

# イ 初級試験総括表

	採用	申込者	第 1	. 次 :	式 験	第2次試験	最 終	最 終	
試験職種	予 定	中心有	受験者	受験率	合格者	受験者	合格者	倍 率	採用者
	人員	a	b	b/a	С	d	е	b/e	
	人	人	人	%	人	人	人	倍	人
一般事務	11	284	232	81.7	54	30	19	12. 2	5
設備	2	9	8	88.9	7	5	1	8.0	1
総合土木	4	7	7	100.0	6	4	4	1.8	2
小 計	17	300	247	82.3	67	39	24	10.3	8
小・中事務	12	165	140	84.8	69	52	28	5. 0	13
警察事務	16	142	118	83. 1	90	76	32	3. 7	12
合 計	45	607	505	83. 2	226	167	84	6.0	33

# ウ 経験者職員採用試験総括表

採用     申込者     第 1 次 試 験 第2次試験・第3次試験 最 終 受験者 受験者 受験者 合格者 受験者 合格者 倍 率 採用	月者 <u></u> 人
試験職種   予定	
人 人 》 人 人 日 倍	人
一般行政 5 157 81 51.6 16 8	3
が 対	J
心理 5 10 8 80.0 8 7 0	0
	U
設備 6 31 26 83.9 20 15 6	6
6 6 4.3	U
総合土木 7 40 30 75.0 23 22 12	7
「	'
建築 2 15 7 46.7 7 5	3
を	J
農業 3 30 23 76.7 9 9 5	3
一	J
合計 28 283 175 61.8 83 76 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36	22
1     28     283     173     01.8     83     35     30     5.8	44

注 第2次試験・第3次試験欄は、上段第2次試験、下段第3次試験(最終)結果

# 工 免許資格職試験総括表

	採 用	申込者	第 1	上次:	試 験	第2次試験	最 終	最 終	
試験職種	予 定	中丛有	受験者	受験率	合格者	受験者	合格者	倍 率	採用者
	人 員	a	b	b/a	С	d	е	b/e	
	人	人	人	%	人	人	人	倍	人
薬 剤 師	5	34	27	79.4	20	19	9	3.0	9
獣 医 師	13	27	21	77.8	21	17	14	1.5	10
保健師	10	47	39	83.0	36	31	13	3.0	10
管理栄養士	2	40	29	72.5	10	9	3	9. 7	3
司 書	4	112	83	74. 1	17	14	5	16.6	5
合 計	34	260	199	76. 5	104	90	44	4. 5	37

# 才 警察官採用試験総括表

		採用		第	1 %	欠 試	験	第 2 2	欠試験	最 終	最 終	
区	分	予定	申込者	受験者	受験率	合格者	倍 率	受験者	受験率	合格者	倍 率	採用者
	Ĭ	人員	a	b	b/a	С	b/c	d	d/c	е	b/e	21014
		人	人	人	%	人	倍	人	%	人	倍	人
県 内	I	195	2,000	1, 146	57. 3	932	1. 2	710	76. 2	255	4. 5	136
第1回	П	10	788	485	61. 5	200	2. 4	143	71. 5	20	24. 3	8
(男性)	Ш	8	1,092	456	41.8	374	1. 2	310	82. 9	35	13. 0	20
	計	213	3,880	2, 087	53.8	1,506	1.4	1, 163	77. 2	310	6. 7	164
	Ι	18	893	251	28. 1	206	1.2	170	82. 5	24	10.5	19
県 内 第2回	П	5	328	113	34. 5	91	1.2	54	59. 3	10	11. 3	8
第 ∠ 凹 (男性)	Ш	80	1, 429	557	39.0	443	1.3	366	82. 6	97	5. 7	85
() (111)	計	103	2,650	921	34.8	740	1.2	590	79. 7	131	7. 0	112
	I	213	2, 893	1, 397	48.3	1, 138	1.2	880	77. 3	279	5.0	155
県 合 計	П	15	1, 116	598	53.6	291	2. 1	197	67. 7	30	19.9	16
(男性)	Ш	88	2, 521	1,013	40.2	817	1.2	676	82. 7	132	7. 7	105
(3 0 ,==)	計	316	6, 530	3,008	46. 1	2, 246	1.3	1, 753	78. 0	441	6.8	276
IEI M	I	4	58	48	82.8	4	12.0	3	75. 0	1	48.0	1
県 外 (男性)	Ш	21	78	68	87. 2	6	11.3	4	66. 7	1	68.0	1
(23/11)	計	25	136	116	85.3	10	11.6	7	70.0	2	58.0	2
***	I	217	2, 951	1, 445	49.0	1, 142	1.3	883	77. 3	280	5. 2	156
警察官 (男性)	П	15	1, 116	598	53.6	291	2. 1	197	67. 7	30	19.9	16
合計	Ш	109	2, 599	1,081	41.6	823	1.3	680	82. 6	133	8. 1	106
	計	341	6,666	3, 124	46. 9	2, 256	1.4	1, 760	78.0	443	7. 1	278
数宏心	I	37	783	389	49. 7	310	1.3	233	75. 2	55	7. 1	33
警察官 第1回~第2回	П	8	531	278	52.4	115	2.4	77	67. 0	10	27.8	4
(女性)合計	Ш	17	775	322	41.5	251	1.3	200	79. 7	51	6.3	38
	計	62	2, 089	989	47. 3	676	1.5	510	75. 4	116	8.5	75
					1	1	1			1	1	1
英語 国際 <sub>山国</sub>		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
捜杏   □□□		2	16	7	43.8	5	1.4	4		1	7.0	
I類 ベトナ		1	4	4	100.0	2	2.0	1	50.0	0	_	0
計		3	20	11	55.0	7	1.6	5	71. 4	1	11.0	0
武道·体育指導	I類	5	12	8	66. 7	8	1.0	6	75. 0	3	2. 7	3
サイバー犯罪捜査		2	11	8	72. 7	6	1.3	5		1	8.0	0
サイバー犯罪捜査	≛Ⅱ類	2	5	3	60.0	2	1.5	1	50.0	1	3.0	0
計		4	16	11	68.8	8	1.4	6	1. 3	2	5. 5	0
			-		1	1	1		1		1	
総合言	†	415	8, 803	•	47. 1	2, 955	1.4	2, 287	77. 4		7.3	356
				(4,027)						(563)		
令和5年3月31日時点											$\neg$ $\neg$ $+$ $+$	

令和5年3月31日時点

注()内は県外募集を除く数字。

# (5) 最終合格者の住所別・学歴別の状況

			住				最 終	学 歴		
站	式 験 区 分	総数	県内	県外	大学院	大学	短大	高専.専修	高校	その他
	60, 47 76	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	一般行政		228	72	3	296	0	0	1	0
	福祉		14	4	0	17	0	1	0	0
	心 理	20	8	12	10	10	0	0	0	0
	設備	19	16	3	5	13	0	1	0	0
	設備 (警察)	1	1	0	0	1	0	0	0	0
L	総合土木		19	5	1	23	0	0	0	0
上級試:	建築		1	1	1	1	0	0	0	0
験	化  学	10	7	3	4	6	0	0	0	0
	農業		11	9	10	10	0	0	0	0
	林    業		4	4	0	8	0	0	0	0
	小 計	422	309	113	34	385	0	2	1	0
	小・中事務上級	22	15	7	1	19	0	1	1	0
	警察事務上級	24	21	3	0	24	0	0	0	0
	計	468	345	123	35	428	0	3	2	0
	薬 剤 師	9	5	4	2	7	0	0	0	0
免許	獣 医 師	14	5	9	0	14	0	0	0	0
免許資格職	保 健 師	13	8	5	0	13	0	0	0	0
職試	管理栄養士	3	2	1	0	3	0	0	0	0
験	司 書	5	3	2	0	5	0	0	0	0
	計	44	23	21	2	42	0	0	0	0
	一 般 事 務	19	14	5	0	1	0	11	7	0
	設 備	1	1	0	0	0	0	1	0	0
初	総合土木	4	2	2	0	0	0	1	3	0
級試	小 計	24	17	7	0	1	0	13	10	0
験	小·中事務初級	28	20	8	0	0	1	14	13	0
	警察事務初級	32	24	8	0	2	0	10	20	0
	計	84	61	23	0	3	1	37	43	0
	一般行政	6	4	2	0	6	0	0	0	0
経	心理	0	_	=	_	=	_	_	=	=
験者職	設備	6	5	1	1	5	0	0	0	0
職員採	総合土木	11	5	6	3	8	0	0	0	0
採用試	建築	4	2	2	0	4	0	0	0	0
験	農業	3	2	1	2	1	0	0	0	0
	計	30	18	12	6	24	0	0	0	0
,	合 計	626	447	179	43	497	1	40	45	0
沙子	仲印リテヘい									

注 性別については、令和2年度から性的少数派への配慮の観点から申請の性別欄を廃止しているため把握できない。

# 2 採用選考

職員の任用に関する規則第15条に基づき、職員採用選考を実施した。 定例選考においては、選考職種は16職種で、被選考者数は前年度より2名減少し、 129人となった。

## (1) 採用選考実施状況 総括表

	区	,			被選考者	△₩≠	松田本		採用0	)内訳	
		5	J		<b>恢</b> 医	合格者	採用者	知 事	教育	警察	その他
					人	人	人	人	人	人	人
dal	部	長		級	0	0	0	_	_	_	_
割	副	部	長	級	2	2	2	1	_	1	_
愛	課	長		級	8	8	8	2	4	2	_
採	副	課	長	級	5	5	5	_	_	5	_
	主	幹		級	8	8	8	3	3	2	_
用	主	査		級	22	22	22	4	16	2	_
等	主			任	4	4	4	2	1	1	_
	主	事・	技	師	5	5	5	4	1	-	-
		計			54	54	54	16	25	13	0
	_	般	事	致	156	22	17	7	10		
障害	警	察	事事	務務	156 18	1	17 1	-	10	1	_
者	=	宗	7	199	10	1	1			1	_
		計			174	23	18	7	10	1	0
氷	_	般	事	務	280	6	3	3	_	_	-
河期	司			書	185	5	5	_	5	_	-
栁		31									
	<b>子</b> -批市	計			465	11	8	3	5	0	0
	看護師 理学療				7 7	5 3	5 3	5 3	_	_	_
	生子%				1	0	0	- -	_	_	_
	作業頻				3	3	3	3	_	_	_
	職業調	川練指導	員		1	1	0	_	_	_	_
		<sub>或科)</sub> 川練指導	: 昌		1	1	O				
	(コン	ノピュー	タ制御								
		くはメカ スは情報			1	0	0	_	_	_	-
	は電子		- C	^							
		川練指導									
		₽科若し −ター制			1	0	0	_	_	_	-
		0理科)									
定		川練指導 助車整備			4	1	1	1	_	_	-
例	(白男		PET7		2	2	2	2	_	_	_
選考		川練指導			1	0	0	_	_	_	_
		東空調機	器科)		25			11		_	
1	保育				25 3	14 1	11 1	11 1	_	_	_
	学芸員							1	_	_	_
	(考]	ち・先史			5	1	0	_	_	_	_
1		員(考古 責時代~			6	1	1	-	1	-	-
		(歴史		:史)	12	2	2	_	2	-	-
	水産				5	1	1	1	-	-	-
	環境研	开究職			2	1	1	1	-	-	-
	児童福	區祉司			31	22	16	16	_	_	_
		7			11	9	9	9	-	-	-
	児童自	自立支援			1	1	1	1	_	_	_
		計			129	68	57	54	3	0	0
<u> </u>	合		計		822	156	137	80	43	14	0

注 割愛採用等には、併任職員及びさいたま市立の小・中学校からの異動(採用)は含まない。 任命権者委任分については、別表(任命権者委任分)を参照。

	区分			被選考者	合格者	内定者	内定	(採用)の	<b>为訳</b>	備考
		凸刀		恢送与有	百俗名	(採用者)	知 事	教育	警 察	7用 45
定				人	人	人	人	人	人	
例選考	医		師	9	9	9	9	_	_	
考										
	警		部	17	17	17	1	-	17	
割	警	部	補	18	18	18	_	_	18	
割愛採	巡	査 部	長	18	18	18	_	_	18	
採田	巡	查	長	5	5	5	_	_	5	
用	巡		查	0	0	0	_	_	0	
	犯	罪 鑑	識	2	2	2	_	-	2	

# (2) 主な選考の実施状況

# ア 障害者を対象とした選考

区分	申込者	被選考者	受験率	合格者	倍 率	選考日	合 格	選考の方法	
区分	a	b	b/a	С	b/c	迭与口	発表日	選号の方伝	
	人	人	%	人	倍				
一般事務	213 156 73.2 22 7.1 $(1 \chi)$					(1次) 令和	(1次) 令和	【1次選考】	
	デル						教養試験 (択一40問2時間)		
警察事務	23								
		令和       4.11.12							
受験資格	○昭和38.4.2	~平成17.4.13	までに生まれた	:者					
	○身体障害者-	手帳の交付を	受け、その障害	唇の程度が 1	~6級の者 3	または		【2次選考】	
	精神障害者	保健福祉手帳の	の交付を受けて	ている者 ま	たは			人物試験	
	都道府県知	事若しくは政会	合指定都市市县	<b>長が交付する</b>	療育手帳又はり	児童相談所、			
	知的障害者	更生相談所、料	青神保健福祉さ	マンター、精	神保健指定医君	若しくは			
	障害者職業	<b></b>							
	○日本国籍を								
	○地方公務員								
	○1日7時間	45分、週5日	間、計38時間	45分の職務の	)遂行が可能な	:人			

# イ 就職氷河期世代を対象とした選考

区分	申込者	被選考者	受験率	合格者	倍 率	選考日	合 格	選考の方法
四刀	a	b	b/a	С	b/c	送行日	発表日	医与砂ガム
	人	人	%	人	倍			
一般事務	280	280	100. 0	6	46. 7	(1次) -	(1次) R4.9.28	【1次選考】 書類選考
司書	185	185	100. 0	5	37. 0	(2次) R4.10.12 ~R4.10.30	(2次) R4.11.25	【2次選考】 基礎能力検査 適性試験
						(3 次) R4. 12. 4	(最終) R4.12.13	【3次選考】 人物試験
受験資格	○昭和45.4.2	•						
	○日本国籍を有する者 (一般事務のみ) ○司書の資格を有する人又は令和5年3月31日までに取得見込みの者 (司書のみ)							
	○地方公務員	法第16条に規定	定する欠格条項	質に該当しな	い者			

# 3 昇 任

地方公務員法第21条の4第1項、職員の任用に関する規則第21条の2及び第21条の 10の規定に基づき、競争試験又は選考により、職員の昇任を行った。

競争試験には、警部昇任試験、警部補昇任試験及び巡査部長昇任試験があり、職員の任用

に関する規則第21条の8の規定に基づき、警察本部長に委任している。 選考では、職員の任用に関する規則第21条の14の規定に基づき、警部、警部補、巡査部

長の職への昇任を警察本部長に委任し、それ以外は人事委員会の選考により行った。 なお、人事委員会が行う選考のうち、一般行政事務に従事する職員の主査級への昇任については、職員の任用に関する規則第21条の11の規定に基づき、主査級昇任試験を実施し た。

#### (1) 試

警察官昇仟試験実施狀況

	日 ホロ										
I		申込者		一次試験			二次試験		口 述	最 終	最 終
	区 分		受験者	合格者	倍 率	受験者	合格者	倍 率	術 科	合格者	倍 率
		a	b	С	b/c	d	е	d∕e	受験者	f	b/f
I		人	人	人	倍	人	人	倍	人	人	倍
	警 部	1,841	1,805	401	4.5	396	130	3.0	130	78	23. 1
ı	警部補	2,813	2,727	619	4.4	606	278	2.2	278	195	14.0
	巡査部長	2,626	2,572	644	4.0	639	420	1.5	420	294	8.7
											1 1

#### (2) 選 考

昇任選考

		職		被選考者	合格 者		職	被選考者	合格 者
	部	長	級	11 人	11 人		部 長 級	1 人	1 人
4	副	部 長	級	23	23	人	副部長級	0	0
知	課	長	級	54	54	事	課 長 級	1	1
	副	課長	級	95	95	委	副課長級	1	1
事	主	幹	級	126	126	員	主 幹 級	0	0
<b>→</b>	主	查	級	166	166	会	主 査 級	0	0
	小		計	475	475		小 計	3	3
	部	長	級	1	1		部 長 級	0	0
県	副	部 長	級	1	1		理事官級	14	14
議	課	長	級	1	1		警 視	90	90
会	副	課長	級	0	0		警 部 *	0	0
議	主	幹	級	1	1	-th/-	警 部 補 *	3	3
長	主	查	級	2	2	警	巡査部長*	0	0
	小		計	6	6	察士	部 長 級	1	1
選	部	長	級	0	0	本部	副部長級	4	4
挙			級	0	0	市長	課長級	2	2
管	課	長	級	0	0	IX	副課長級	6	6
理	副	課長	級	0	0		課長補佐級	14	14
委	主	幹	級	0	0		係 長 級	23	23
員	主	查	級	0	0		小 計	157	157
会	小		計	0	0		(*を除く)	(154)	(154)
115	部	長	級	1	1	公	部 長 級	2	2
代	副	部 長	級	0	0	営	副部長級	0	0
表監	課	長	級	0	0	企	課 長 級	2	2
查查	副	課長	級	1	1	業	副課長級	5	5
委	主	幹	級	1	1	管	主 幹 級	8	8
員	主	査	級	0	0	理	主 査 級	7	7
	小		計	3	3	者	小 計	24	24
	部	長	級	2	2		合 計	821	821
教			級	7	7		(*を除く)	(818)	(818)
育	課	長	級	8	8				
委			級	11	11				
員	主	幹	級	50	50				
会	主	查	級	69	69				
	小		計	147	147				
上.	部	長	級	0	0				
水			級	1	1				
道事	課	長	級	2	2				
尹業	副	課 長		2	2				
奎	主	幹	級	0	0				
理	主	查	級	1	1				
者	小		計	6	6				
È.	* ED 0	)職へ(	の昇化	壬選考は、職員	の任用に関す	ろ共	見則第21条の14の	規定により、	

<sup>\*</sup>印の職への昇任選考は、職員の任用に関する規則第21条の14の規定により、 警察本部長に委任したものである。

# イ 主査級昇任試験 (第49回)

# (ア)実施日程、試験の方法及び受験資格

区分	試験の方法	試験日	合 格 発表日	受験資格
第1次 試 験	択一式40問(2時間)	R4. 10. 16	R4. 10. 21	次の a 及び b の要件をすべて 満たす者とする。 a 一般行政事務に従事する 主任のうち、令和 5 年 3 月 3 1 日(以下「基準日」
第2次 試 験	論文(1時間)	R4. 11. 4	R4. 12. 9	という。)現在39歳未満であって、かつ、本県職員としての在職期間が1年を超える者。ただし、33歳未満の者にあっては、基準日現在において、主任在職期間が1年を超える者。
	個別面接 (約30分)	R4. 11. 7 11. 8 11. 9		b 令和4年3月31日現在、人事委員会が別に定める研修を修了した者。ただし、人事委員会が特に認めた者については、特例として当該条件を満たす者とみなす。

# (イ) 実施状況

区分	有資格者 a	申込者 b	申込率 b/a	受験者等 c	受験率等 c/a	合格者等 d	倍率 c / d
第1次 試 験	人 346	人 207	% 59. 8	人 181	% 52. 3	人 88	倍 2.1
第1次 試 験 免除者	38	32	84. 2	32	84. 2	32	_
小 計	384	239	62. 2	213	55. 5	120	_
第2次 試 験	120	_	_	118	98. 3	75	1.6 〔最終〕 2.8

# 4 転 任

職員の任用に関する規則第3条第3項の規定に基づき、職に欠員を生じ、これを転任によって補充しようとする場合について、その承認を行った。

区分	合 計	知 事	教 育 委員会	警 察 本部長	公営企業管理者	その他
	人	人	人	人	人	人
教員から事務職員	1 9	5	1 4	_	_	_
事務職員から警察官	7	_	_	7	_	_
警察官から事務職員	7	6	_	1	_	_
合 計	3 3	1 1	1 4	8	_	

# 5 臨時的任用

職員の任用に関する規則第39条及び第40条の規定に基づき、職に欠員が生じた場合において、臨時的任用を行うこと及びその期間の更新を行うことについて、その都度承認を行った。

	1754	承	認	状	況
	職	新	規	更	新
	主 事(高校)		5 8		4 7
	主 事 (特別支援)		2 5		1 8
	主 事(教育局等)		2		1
	事務主事(小・中)		1 4 4		1 2 0
	司 書(図書館)		8		8
	司 書(高校)		1 7		1 4
教育委員会	司 書(教育局等)		2		1
	栄養技師 (高校)		8		8
	栄養技師 (特別支援)		2		2
	学校栄養職員(小・中)		4 1		3 8
	学 芸 員		7		7
	技 師		1		1
	合 計		3 1 5		2 6 5

# 第 3 章 給 与 関 係

職員の給与に関して、令和4年4月現在における職員の給与及び県内民間事業所の 給与を調査し、これらに基づいて、職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の申出 を行った。

# 1 職員の給与等に関する報告(意見)及び勧告

令和4年10月20日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行った。 その概要は、次のとおりである。

## (1) 職員の給与に関する報告(意見)及び勧告

## ア 職員の給与の状況

本委員会が実施した「令和4年職員給与実態調査」によると、令和4年4月 1日において、職員の総数は54,542人で、平均年齢は39.4歳となっている。これらの職員の平均給与月額(給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当等の合計額)は、397,311円となっている。

これらのうち、行政職給料表の適用を受ける職員の平均年齢は41.5歳、 平均給与月額は373,854円となっている。

#### イ 民間給与の調査

職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、企業規模50人以上、かつ、 事業所規模50人以上である県内の2,096民間事業所のうちから、層化無 作為抽出法によって抽出した474の事業所について「令和4年職種別民間給与 実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる54職種の15,675人の従業 員について、令和4年4月分として支払われた給与月額等を個別に調査した。

また、各民間企業における各種手当・給与改定の状況、初任給等についても 事業所単位で調査した。なお、令和3年同様、新型コロナウイルス感染症に対 処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象としていない。

#### ウ 職員給与と民間給与との比較

本委員会は、前記の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあってはこれと類似すると認められる職種の常勤の従業員について、職務の種類別に、役職段階、学歴、年齢が対応すると認められる者同士の諸手当を含む給与額を対比させ精密に比較した。その結果、職員給与が民間給与を1人当たり平均940円(0.25%)下回っていた。

また、令和3年8月から令和4年7月までの1年間において、民間事業所で 支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.39月分に相当しており、 職員の期末・勤勉手当の年間支給月数(4.30月)が民間の特別給の年間支給割合を下回っていた。

#### 工 生計費

令和4年4月におけるさいたま市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ202,980円、227,190円及び251,380円となっている。

#### オ職員の給与改定

(ア) 月例給(令和4年4月から実施)

行政職給料表:初任給をはじめ主として若年層について引上げ 行政職給料表以外の給料表:行政職給料表との均衡を基本に改定

## (イ) 特別給(令和4年12月から実施)

民間の特別給の年間支給割合に見合うように、職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を引き上げる。(年間4.30月 → 4.40月、引上げ分は勤勉手当の支給月数に配分)

## (3) 人事管理に関する報告(意見)

ア 人材の確保及び育成

# (ア) 人材の確保

採用試験等においては、必要とする人材を継続的に確保していくため、その在り方を検討し、不断の見直しを行っていく必要がある。特に、人材の確保が難しい職種については、現在実施している技術系職種の新方式試験等の検証を進めるとともに、受験しやすい試験制度による受験者数の確保等を進める必要がある。

任命権者においては、特に人材確保が困難な職種等を中心に、受験者の確保に向け本県職員の仕事の魅力をより積極的に発信するなど、必要な人材を確実に採用するための取組を継続的に進めていく必要がある。

また、新たな試験区分の導入等を検討しデジタル人材を確保し、職員の定年引上げを踏まえ職員の年齢が偏らないようにする必要がある。

#### (イ) 人材の育成

急速に変化する社会情勢とその課題解決に向け、職場でのOJTや職員研修を通じた職員の能力育成、障害を有する職員が働きやすい職場環境づくり、デジタル化に伴う変化に対応可能な人材の育成を図ることが重要である。

#### (ウ) 能力・実績に基づく人事管理の徹底

人事評価の公平性や客観性、納得性に十分留意し、必要な改善を図るなど、 今後も人事評価を任用・給与等の人事管理により適切な活用を図っていくこ とが重要である。

主査級昇任試験については、令和4年度から、本試験の受験可能年齢の上限を「年度末年齢41歳未満」から「同39歳未満」に改め、短期間に集中して取り組む制度とし、受験者の負担軽減を図った。

引き続き、出産や育児、介護等の事情を抱える職員でも受験しやすくなるような方策を検討していくとともに、任命権者と連携して先輩役付職員とのオンライン座談会を実施した。

## イ 誰もが活躍できる職場づくり

## (ア) 女性職員の活躍推進

全ての職員がその能力を存分に発揮することができる職場環境の整備と、 多様性が尊重される組織の実現は、女性活躍の推進に寄与するものである。

令和4年度から、主査級昇任試験対象者等が昇任に関する不安等を所属 部局内の幹部職員に相談し、助言を聞くことができる「コンシェルジュ」 制度を実施するなど、女性職員のキャリア形成や一層の活躍に向けた支援 に取り組んでいる。

## (イ) 高齢層職員の能力及び経験の活用

組織の活力を維持し、質の高い行政サービスを確保するためには、高齢 層職員の能力及び経験を最大限活用するとともに、次世代の職員に対する 知識等の伝承を円滑かつ確実に進めていくことが重要である。

#### (ウ) 障害のある職員の活躍推進

職員の採用選考の受験対象者については、一人一人の特性、能力等を把握し、活躍の場を広げていくことが求められる。

また、障害の理解促進に向けた研修や、職場における適切なサポートなどにより、障害のある職員が能力や適性を十分発揮できるよう、働きやすい職場づくりを進めていくことが重要である。

## (エ) 会計年度任用職員の働きやすい環境づくり

会計年度任用職員は、多様化する行政課題に柔軟に対応するため、様々な職種と共に働く地方行政の重要な担い手となっている。会計年度任用職員にとって働きやすい環境づくりについて研究していくことが求められる。

## ウ 働き方改革と勤務環境の整備等

(ア)デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進を踏まえた新たな働き方本県では、「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」 (令和3年3月策定) の基本施策の一つとして行政事務のデジタル化を掲げており、これによる各種の取組は新たな働き方につながるものと考えられる。

例えば、テレワークは、育児、介護等職員が柔軟な働き方ができるメリットがあるだけでなく、非常時における業務継続の観点からも有効な手段といえる。

こうした取組を、多様な働き方の推進や時間外勤務の縮減に向けた業務 効率化などの契機と捉え、積極的に生かしていくことが求められる。

## (イ) 育児休業の取得促進など仕事と生活の両立支援の推進

仕事と生活の両立 支援は、職員のWell-beingの実現を図り、組織パフォーマンスを向上させるだけでなく、優秀な人材を確保する上でも重要である。

男性の育児休業の取得を促進するために、人事当局においては、職員の配置換え、担当業務変更、必要な代替職員の確保など、柔軟かつ適切な人事上の措置を講ずる必要がある。

また、今後、後期高齢者が一層増加することなどを踏まえると、介護との両立の必要性が高まることが予想され、各種の制度の周知を行うとともに、必要な際には積極的に制度が活用されるように職場による理解とサポートが求められる。

## (ウ) 総実勤務時間の縮減

時間外勤務縮減のためには、管理職が業務を適切に進行管理し、行政事務のデジタル化や、事務事業の見直しを進めていかなければならない。

学校現場においては、定数どおりの教職員の配置のない未配置並びに教職員の出産休暇、育児休業及び病気休職などの際の未補充が見られる。こうした状況が続くことはあってはならないことであり、未配置及び未補充が発生する原因を分析するとともにその対応策を早急に講ずる必要がある。加えて、教員の採用選考試験の倍率が近年低下傾向にあり、教育の質をいかに確保していくかが大きな課題となっている。働き方改革は教育の質の確保の面からも極めて重要であり、一人でも多くの優秀な教員を確保し、質の高い教育を提供していくことが求められる

## (エ) 性の多様性を尊重した勤務条件の整備

職員の勤務条件について、多様な性の在り方の尊重と平等取扱いの観点から不利益が生じないようにすることが重要と考えられる。例えば、結婚休暇等の各種休暇休業制度や扶養手当等の各種手当制度において、事実上婚姻関係と同様の事情にあるいわゆる事実婚については既に法律婚と同じ取扱いとなっている。

#### (オ) 心身の健康管理

各職場において、ストレスチェックの集団分析結果に基づき職場のストレス要因を検証し職場環境の改善に取り組むことが重要である。

特に採用後間もない職員に対しては、所属全体の取組としてこまめな声掛けなど円滑なコミュニケーションの下で職員の変更を見逃さないよう 心掛け、不安なく業務に取り組めるよう配慮が必要である。

### (カ) ハラスメントの防止

職員一人一人が、ハラスメントへの理解を深めるとともに、ハラスメント行為に対する認識が職場で共有されるような研修や相談窓口の周知などの取組が求められる。

### (キ) 公務員倫理に基づいた意識と行動の徹底

各任命権者において、公務員倫理の徹底と厳正な服務規律の確保を図り、不祥事防止に取り組んでいくことが重要である。

# 2 職員給与実態調査

(1) 令和4年4月における職員の平均給与月額等は、次のとおりである。

	行政職給料表適用職員	全 職 員
	円	円
給 料	323, 696	344, 993
扶 養 手 当	6, 878	7, 479
地域手当	28, 447	29, 905
住居 手当	6, 231	6, 451
管理職手当	8, 599	4, 758
その他	3	3, 725
平均給与月額	373, 854	397, 311

- 注 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。
  - 2 その他は、単身赴任手当及び初任給調整手当等である。

#### (2) 給料表別平均給与月額等

和打我加丁码加	777 127 13	平 均	平均		扶養	地域	住居	管理職	その他の	
給料表	職員数	平均	平均	給料	大 食	地 坝	上 店	官建槭	ての他の	平均給与月額
7H 11 2	194 24 204	年 齢	経験年数	7FH 111	手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	1 13 //4 3 //3 8/
	人	歳	年	円	円	円	円		円	円
行 政 職	8,635	41.5	19.1	323, 696	6,878	28, 447	6, 231	8,599	3	373, 854
公安職	11,623	37.9	17.1	334, 627	11,626	29, 122	4, 994	1,783	116	382, 268
	,			,	,	,		2,		,
研究職	306	42.4	19.1	359, 566	9,224	31,672	7,734	9,067	0	417, 263
医療職(1)	54	43.4	19.3	445, 159	7,750	78, 399	10, 211	37, 083	251, 089	829, 691
	01	10.1	10.0	110, 100	,,,,,,,	, , , , , ,	10,211	0,,000	201, 000	3 <b>2</b> 0, 331
医療職(2)	343	40.7	17.3	329, 393	4,708	28, 311	6, 123	4, 127	0	372, 662
医療職(3)	247	41.4	18.0	330, 696	3,970	28, 147	5, 466	1,882	0	370, 161
	21.	1111	10.0	333, 333	2,0.0	20,111	0,100	1,002	v	3, 3, 131
教育職(1)	9,981	41.0	18.5	368, 169	6,825	31, 579	7, 196	2,658	7,417	423, 844
教育職(2)	22, 326	38.5	15.9	350, 018	6,016	30, 215	6,911	5, 884	5, 114	404, 158
2X 13 19X (=)	22,020	00.0	10.0	000,010	0,010	00,210	0,011	0,001	0,111	101, 100
学校栄養職	50	42.8	21.5	345, 128	2,790	28, 924	4,320	0	0	381, 162
事務職	976	38.1	16.6	303, 505	5, 133	25, 704	7, 459	0	0	341,801
	0,0	00.1	10.0	300, 300	0,100	20,	,, 155	, and the second	Ů	011, 001
特定任期付職員	1									
全給料表	54, 542	39.4	17.2	344, 993	7, 479	29, 905	6, 451	4, 758	3,725	397, 311
土相竹女	04, 044	33.4	11.2	344, 993	1,419	29, 905	0,431	4, 100	3, 723	391, 311
					<u> </u>		L	1		

注 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。

<sup>2</sup> その他の手当は、単身赴任手当及び初任給調整手当等である。

<sup>3</sup> 特定任期付職員給料表の欄における斜線は、当該手当の支給制度がないことを示す。

### (3) 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比

<b>4</b> Λ	No.	#	115h 12 44C	学 歴	別人	員 構	成比	性別人員	構成比
給	料	表	職員数	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
			人	%	%	%	%	%	%
行 政	職給	料 表	8,635	79. 7	6. 7	13.5	0.1	63.2	36.8
公安	職 給	料 表	11,623	42.6	5.8	51.6	_	87. 9	12. 1
研究	職 給	料 表	306	97. 1	1. 3	1.6	_	75. 5	24. 5
医療	職給料	表(1)	54	100.0	_	_	_	75. 9	24. 1
医療具	職給料	表(2)	343	86.3	13.4	0.3	_	35. 3	64. 7
医療	職給料	表(3)	247	57. 9	41.7	0.4	_	11. 3	88.7
教育區	職給料	表(1)	9, 981	95.6	2.7	1.7	_	56. 3	43.7
教育區	職給料	表(2)	22, 326	94. 2	5.8	0.0	_	44.8	55. 2
学校第	<b>栄養職</b> 総	合料表	50	34.0	66. 0	_	_	4.0	96.0
事 務	職 給	料 表	976	53. 5	13. 7	32.8	_	44.8	55. 2
特定任	期付職員	給料表	1						
全	給 料	表	54, 542	80. 2	5. 7	14. 1	0.0	59.0	41.0

注 再任用職員は含まれていない(以下(5)まで同じ。)。

### (4) 給料表別・級別人員分布

給 料	表	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行 政 職 給	料 表	974	1,520		1,800	2, 268	843	772	352	80	11	15
公安職給	料 表	548	1, 389		2, 392	4, 366	1,840	487	398	146	57	
研究職給	料 表		72		171	62	1					
医療職給料	表(1)	21	15		13	5						
医療職給料	表(2)	2	19		61	123	83	48	6	1		
医療職給料	表 (3)		28		89	54	60	16				
教育職給料	表(1)	192	9, 284	99	233	173						
教育職給料	表(2)	_	19,694	540	1,092	1,000						
学校栄養職業	給料表	_	_		2	26	22					
事務職給	料 表	142	170		215	229	132	88				

### (5) 給料表別 • 年齢別人員分布

給料表	行政職	公安職	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職 (3)	教育職 (1)	教育職 (2)	学校 栄養職	事務職	特定 任期付	計
年齢	人	人	人	人	(2)	人	(1)	(2)	木食椒	人	職員 人	人
17歳以下	, ,	, ,	, ,	, ,	, ,	, ,	, ,		, ,			, ,
18	6	61								2		69
19	14	93								5		112
20	21	156						2		10		189
21	25	165						1		19		210
22	195	260	4		3	10	136	451		18		1,077
23	255	321	2		1	11	141	536		25		1,292
24	235	272	7	3	7	7	184	619		22		1,356
25	219	348	6	2	8	6	261	696		28		1,574
26	225	338	10	1	8	6	270	727		17		1,602
27	256	336	9	1	3	3	334	848		30		1,820
28	229	302	9	1	12	7	340	874		51		1,825
29	289	341	10	4	17	3	340	864		30		1,898
30	243 291	334 256	9	2	12 14	4 5	363 367	911 900		26 32	-	1,904 1,876
31	259	346	10	2	14	8	367	894		32	<b>-</b>	1,876
33	203	385	9	1	22	6	382	907	3	37		1,955
34	178	392	10	2	12	7	362	888	1	48	<u> </u>	1,900
35	191	379	5	1	14	6	327	824	2	51		1,800
36	200	412	5	1	21	7	277	799	5	31		1,757
37	168	434	7		8	4	254	658	5	27		1,565
38	147	414	9		12	5	225	603	5	25		1,445
39	137	426	7	1	9	4	231	593	3	24		1,435
40	159	454	4		11	4	192	548	4	41		1,417
41	164	408	6	1	6	5	239	560	1	26		1,416
42	143	395	6	1	6	6	199	512	2	30		1,300
43	124	343	5	1	2	5	209	534	2	15		1,240
44	139	334	9	2	6	10	190	464		18		1,172
45	164	291	6	1	2	6	210	353		10		1,043
46	153	252	6		3	6	204	389		17		1,030
47	216	290	8		2	6	210	394	5	15		1,146
48	253	262	6	2	5	4	211	391	1	20		1,155
49	258	226	11	1	4	10		351		21		1,102
50	317	194	8	1	10	11	184	345	2	19		1,091
51	322	162	7	-	5	9	204	349	2	19	ļ	1,079
52	304	152	9	1	6	9	193	362	3		<b>.</b>	1,054
53 54	333 328	166 142	12 15	2	11	8 11	188 219	371		17		1,108
55	241	119	13	1	9		219	404 411		14 10	<b>-</b>	1,143 1,054
56	270	162	13	1	12	$\frac{4}{4}$	316		2		<del>                                     </del>	1,054
57	251	165	12	3	13	10	375	472		22	<del>                                     </del>	1,323
58	261	177	5	2	13	6	406	498	1	19	<b>-</b>	1,323
59	249	158	8	3	9	4	399	604	1	22		1,457
60	243	190	0	4	1	4	333	3		22	<b>-</b>	8
61				-1	1			,				0
62				1								1
63				1								0
64				1								1
65												0
66歳以上										1		0
合計	8,635	11,623	306	54	343	247	9,981	22,326	50	976	1	54,542

### 3 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与を検討するため、令和4年4月現在における民間 給与の実態を調査した。

#### (1) 調查対象事業所

全産業の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所2,096事業所

なお、令和4年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象としていない。

#### (2) 調査事業所の抽出

調査対象事業所を組織、規模、産業によって 24 層に層化し、これらの層から 474 事業所を無作為に抽出

#### 【產業別・企業規模別調查事業所数】

上本///	正本观误加证	ューティバ	<i>3</i> ×1			
産業	企 美	<ul><li>差規模</li><li>一</li></ul>	規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	100 人未満
産	業	計	事業所	事業所	事業所	事業所
生	未	ΞI	385	193	148	44
農業,	林業、	漁業	_	_	_	_
鉱業,採建	石業,砂利採 設	菜取業、 業	15	6	4	5
製	造	業	182	74	89	19
電気・ガス報 通信 第	ス・熱供給・水 業 、 運 輸 業 ,	道業、情郵便業	73	43	22	8
卸売	業 , 小	売 業	26	18	7	1
金融不動産	業 , 保 ; 業 , 物 品 ;	険 業、 賃貸業	19	13	4	2
教育,医療,福	学 習 支 援 ・ 社、サー	業、ビス業	70	39	22	9

- 注 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が10所、調査不能の事業所が79所あった。
  - 2 調査対象事業所 474 所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 10 所を 除いた 464 所に占める調査完了事業所 385 所の割合 (調査完了率) は、83.0%である。
  - 3 「500 人以上」とは、企業規模 500 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を、「100 人以上 500 人 未満」とは、企業規模 100 人以上 500 人未満、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を、「100 人未満」 とは、企業規模 50 人以上 100 人未満、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所をいう。
  - 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業 (他に分類されないもの)」 (宗教及び外国公務に分類されるものを除く。) である。

#### (3) 調査実人員

15,675人。なお、初任給関係以外の調査職種該当者(母集団)の推定数は86,832人。

# 第 4 章 公 平 審 査 関係

公平審査制度は、職員の身分保障、権利救済を目的として地方公務員法によって創設されたものである。これは、中立、公正な第三者機関である人事委員会に準司法的機能を与え、任命権者の人事上の権限行使についてチェックし、もって適正な行政運営を確保することにある。

### 1 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法は、違法又は不当な不利益処分の事後的な救済を目的として審査請求の制度を設けている(第49条から第51条の2まで)。これは、任命権者によって懲戒等自己の意に反する不利益な処分を受けた職員が、人事委員会に対して審査請求を行い、人事委員会は、その処分を審査して、適法かつ妥当であればこれを承認し、違法又は不当であれば当該処分の取消しや修正をするとともに、必要があれば、任命権者に対して、その職員が被った不当な取扱いを是正する措置を指示するものである。

令和3年度から令和4年度に引き継がれた事案は9事案14件(うち昭和60年以前に請求がなされたものは、7事案12件)であったが、令和4年度中に1事案1件の請求があった。

令和4年度においては、1事案1件について処分承認の裁決を行い、1事案1件について却下の裁決を行ったため、令和5年3月末における係属事案は、8事案13件である。

なお、係属中の事案は、次のとおりである。

#### 係属中の不利益処分審査請求事案

(令和5年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	備考
昭和60年以前	埼玉県教育委員会	停職	現在
7事案		減給	12件
		戒告	
令和4年(不)第2号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	

### 2 勤務条件に関する措置要求

地方公務員法は、職員が、給与・勤務時間その他の勤務条件について適当な措置がとられることを可能にするため勤務条件に関する措置の要求の制度を設けている(第46条から第48条まで)。職員は、職員としての地位に基づく経済上の権利を確保するため、当局(権限を有する地方公共団体の機関)の適当な措置がとられるべきことの審査を人事委員会に求めることができる。そして、人事委員会は審査の結果これを認めるべきと判断したときは、その権限に属する事項については自ら実行し、その他の事項については当局に実行させるため必要な措置を勧告するものである。

令和3年度から令和4年度に引き継がれた事案は1事案1件、令和4年度には要求はなかった。

令和4年度においては、1事案1件について棄却の判定が行なわれた。令和5年3月末における係属事案はない。

### 3 苦情相談

地方公務員法は、人事委員会の事務として職員からの苦情を処理することを定めており(第8条)、当委員会では、平成17年度から相談窓口を設け、審査請求や措置要求までに至らないような勤務条件などに関する職員からの苦情相談を行っている。

令和4年度における相談件数は50件(前年度36件)、相談の主な内容は、パワハラ・セクハラ等21件、任用関係6件、勤務条件6件となっている。

# 第 5 章 勤務条件関係

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第24条において根本基準が規定され、同法第8条において人事委員会がその制度の研究成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出することとされている。

また、地方公務員には、原則として労働基準法及び労働安全衛生法が適用 され、このうち、非現業職員に対する労働基準監督機関としての職権は、地方 公務員法第58条第5項により、人事委員会が行うものとされている。

さらに、職員団体に関しては、人事委員会が職員団体の登録を行うととも に、人事委員会規則により管理職員等の範囲を定めている。

### 1 人事管理に関する報告(意見)

令和4年10月20日、地方公務員法第8条の規定に基づき、議会及び 知事に対して、人事管理に関する報告(意見)を行った。

### 2 労働基準監督の状況

労働基準法及び労働安全衛生法の規定は、地方公務員法第58条第3項の規定により除外されるものを除き、原則として職員に適用される。その適用に関して、地方公務員法第58条第5項の規定に基づき、労働基準法別表第1第12号及び官公署(別表第1に掲げる事業を除く。)の事業に従事する職員について、人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使している。

#### (1) 認定、許可、検査等

令和4年度中に本委員会が行使した労働基準法及び労働安全衛生法に 関する労働基準監督機関の職権行使事項は次のとおりである。

X  / a	7万岁至十二百成为 7 城 惟 17 区				
ļ	内 容	知 事	教育	警 察	計
① 労付	動 基 準 法 関 係				
ア!	事業所の号別決定	0	3	0	3
イド	時間外・休日労働に関する協定届	2 1	2 0 3	1	2 2 5
ウ 彳	官直又は日直勤務許可	0	0	0	0
工	解雇予告除外認定	1	6	0	7
② 労付	動安全衛生法関係				
アが	総括 安 全 衛 生 管 理 者 選 任 報 告	0	0	0	0
イ 1	新生管理者選任報告	0	6 9	3 3	1 0 2
ウ カ	産業 医 選 任 報 告		9	1 3	2 2
エ	労働者死傷病報告	0	2 3	3 5	5 8
オーオ	幾械等設置届	1	1	0	2
カー	幾械等設置報告	0	0	0	0

### (2) 参考

県の機関については、令和5年3月31日現在、労働基準法の規定に基づく号別決定 等が次のとおりなされている。

ア 人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する機関【364事業所】

号別	業務内容		事業所名
1 2	教育業 研究業 調査業 [221]	知 事 [22] 教 育 [198]	環境科学国際センター、消防学校[2]、衛生研究所、高等看護学院、高等技術専門校[6]、職業能力開発センター、産業技術総合センター、産業技術総合センター、産業技術総合センター、産業技術研究センター、農業技術研究センター各試験場[2]、茶業研究所、水産研究所、花と緑の振興センター、農村整備計画センター総合教育センター、総合教育センター江南支所、図書館[2]、近代美術館、歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、自然の博物館、文書館、げんきプラザ[2]、伊奈学園中学校(給食場を除く。)、県立高等学校(給食場を除く。)[139]、特別支援学校(寄宿舎及び給食場を除く。)[46]
		警察[1]	警察学校
の 属 事	表第1 各号ない 第 143]	議会[1] 知事 [72] 教育[5] 警察 [61]	議会事務局 本庁、東京事務所、パスポートセンター、地域振興センター[9]、県税事務所[14]、自動車税事務所、婦人相談センター、男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、防災航空センター、環境管理事務所[7]、福祉事務所[4]、精神保健福祉センター、発達障害総合支援センター、児童相談所(中央、南、所沢及び越谷の保護担当を除く。)[7]、食肉衛生検査センター、動物指導センター、計量検定所、農林振興センター(さいたま・東松山・秩父・本庄・加須・春日部)[6]、川越農林振興センター管理部・農業支援部・農村整備部、川越農林振興センター構業部、大里農林振興センター管理部、大里農林振興センターに3] 本局、教育事務所[4] 本庁、装備課、生活経済課、自動車警ら隊、サイバー犯罪対策課、鉄道警察隊、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、交通指導課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許本部、公安第二課、公安第三課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部、警察署[39]
		人事委員会[1] 労働委員会[1]	監査事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局

### イ 所轄の労働基準監督署が職権を行使する機関【48事業所】

号別	業務内容	部局別	事 業 所 名
1	製 加工業 [1]	教 [1]	県立学校の給食場
3	土 木 建築業 [20]	知 事 [20]	大里農林振興センター農村整備部、寄居林業事務所、県土整備 事務所[12]、西関東連絡道路建設事務所、鉄道高架建設事務所、 総合治水事務所、八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、営繕・ 公園事務所
7	畜産業 水産業 [1]	知 [1]	秩父高原牧場
1 3	保 健 衛生業 [24]	[19]	保健所[13]、総合リハビリテーションセンター、児童相談所保護担当(越谷、中央、所沢、南)[4]、埼玉学園 特別支援学校寄宿舎[5]
		[5]	
1 4	娯楽場 [1]	知 事 [1]	県営競技事務所
1 5	清 掃 と畜場 [1]	知 事 [1]	環境整備センター

### (3) ボイラー及び第一種圧力容器性能検査(労働安全衛生法第41条関係)

性能検査は、(一社)日本ボイラ協会埼玉検査事務所及び(公社)ボイラ・クレーン安全協会 埼玉事務所が実施している。

(単位:基)

	知事部局	教育局	警察本部	計
ボイラー	4	8	0	1 2
第一種圧力容器	6	6	0	1 2
計	1 0	1 4	0	2 4

### 3 職員団体の登録状況

職員団体は、地方公務員法第53条の規定に基づく、職員団体の登録に関する条例の定めるところにより、人事委員会に登録の申請を行うことができる。

職員団体は、登録を受けることにより、①地方公共団体の当局は、職員団体の適法な交渉の申入れに応ずべき地位に立つこと(第55条)、②職員は、任命権者の許可を受けて、登録職員団体の在籍専従役員になることができること(第55条の2)、 ③人事委員会に申し出て法人格を取得できること(職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項)が認められる。

人事委員会に登録されている職員団体は、令和5年3月末現在16団体である。

令和4年度には、埼北Team of Teachersから職員団体登録申請書が提出され、埼玉県高等学校教職員組合、埼玉教職員組合、埼玉県職員組合、比企教職員組合、埼玉教育労働者組合、埼玉県教職員組合、埼玉県県土整備都市整備職員組合、学校ユニオン埼玉、全統一埼玉県GTT教職員組合、埼玉高等学校教職員組合、児玉郡市教職員組合、教育者ネットワーク埼玉から役員等についての登録事項変更届が提出されたので、これらを受理し、登録を行った。

(令和5年3月31日現在)

職員団体名	主たる事務所の所在地	代表者	法人・ 非法人 の 別	単位団体 又は連合 体 の 別	役員数 (名)	構成員数 (名)	登 録 年 月 日
埼 玉 県 県 土 整 備 都市整備職員組合	さいたま市南区沼影 2-4-7 (さいたま県土整備事務所内)	中村 聡	法 人	単位団体	7	471	昭和 41.10.6
埼玉県高等学校教職員組合	さいたま市浦和区高砂 3-12 -24(埼玉教育会館内)	小澤 道夫	法 人	単位団体	3 6	1,605	41.10. 8
埼玉県教職員組合	さいたま市浦和区高砂 3-12 -24(埼玉教育会館内)	北村 純一	法 人	単位団体	1 9	6 4 7	41.10. 8
埼玉県職員組合	さいたま市浦和区高砂 3-15-1 (県庁内)	秋葉 一雄	非法人	単位団体	18	5 0 2	41.10. 8
埼玉県独立高等学校 教 職 員 組 合	さいたま市浦和区高砂 4-4-1	田島 高行	非法人	単位団体	13	8 6	42.10.28
学校事務ネットワーク さ い た ま	さいたま市浦和区高砂 4-3-5	礒田 勝	法 人	単位団体	1 1	1 9	51.11.29
埼玉教育労働者組合	八潮市八潮 7-19-12	坂本 里枝	法 人	単位団体	9	1 5	55. 2.13
埼玉教職員組合	さいたま市浦和区仲町 3-13 -10(ヤギシタビル4F)	丸山 巧	法 人	単位団体	1 3	2 4 1	平成 1.12.25
埼玉高等学校教職員組合	さいたま市浦和区仲町 3-13 -10(ヤギシタビル内)	嶋田 和彦	法 人	単位団体	1 1	1 4 2	1.12.25
児玉郡市教職員組合	本庄市児玉町吉田林 910-1 (児玉教育会館内)	木村 和世	法 人	単位団体	1 0	7 8	2. 4.17
比企教職員組合	東松山市六軒町 19-17 (比企教育会館内)	岡島 孝徳	法 人	単位団体	1 5	9 7	2. 5.18
自治労埼玉県職員労働組合	さいたま市浦和区高砂 3-15-1 (県庁内)	遠藤 裕治	非法人	単位団体	2 1	1 2 6	3. 2. 1
学校ユニオン埼玉	東京都日野市新町 3-37-10	戸谷 克己	非法人	連合体	6	構成団体数 5 (団体)	16. 4. 8
教育者ネットワーク埼玉	東松山市石橋 2148-20	千野 武則	非法人	単位団体	2	5 7	22. 9. 30
全統一埼玉県GTT 教職員組合	東京都台東区上野 1-12-6 (2 階 全統一労働組合内)	市ノ川賢二	非法人	単位団体	2 6	7	令和 2.9.24
埼北Team of Teachers	本庄市児玉町児玉南3-1- 12	山口 航	非法人	単位団体	8	1 0	4. 11. 2

注 構成員数は、当該団体から届出のあった登録申請書又は登録事項変更届に記入のあった数である。

### 4 年次休暇等の使用状況及び時間外・休日勤務の実績

人事管理に関する報告(意見)の基礎資料とするため、令和3年の年次休暇等の使用状況及び時間外・休日勤務の実績について、調査を実施した。

### (1) 年次休暇の使用状況 (職員1人当たりの平均使用日数)

単位(日)

知	事 部	局		教 育 委 員 会					
本庁	地域	全体	本庁	教育事務所	その他の地域	小学校	中学校	県立学校	全体
10.8	13.5	12.4	10.6	11.7	12.5	11.7	9.3	12.2	11.3
(10.6)	(13.0)	(12.2)	(10.5)	(12.4)	(13.4)	(8.1)	(8.1)	(10.9)	(9.3)

数	察 本	部	行	政多	5 員	会	全 体
本部	警察署	全体	議会事務局	人委事務局	監査事務局	全体	
11.6	9. 3	10. 1	12.3	8. 9	12.7	11.6	11.2
(12.8)	(10.5)	(11.3)	(14.6)	(6.7)	(13. 1)	(12.4)	(10.0)

注 () 内の数字は、令和2年の数値である。

#### (2) 夏季休暇の使用状況 (職員1人当たりの平均使用日数)

単位(日)

知	事 部	局		教育委員会					
本庁	地域	全体	本庁	教育事務所	その他の地域	小学校	中学校	県立学校	全体
4.8	4. 9	4. 9	4. 9	5. 0	5.0	5. 0	5. 0	4.2	4.7
(4.9)	(4.9)	(4.9)	(5.0)	(4.9)	(4.9)	(5.0)	(5.0)	(4.0)	(4.6)

警	察 本	部	行	政多	5 員	会	全 体
本部	警察署	全体	議会事務局	人委事務局	監査事務局	全体	
5.0	4. 9	4. 9	5. 0	3.9	4.8	4. 7	4.8
(4.9)	(5.0)	(5.0)	(5.0)	(3.4)	(5.0)	(4.6)	(4.7)

注 ()内の数字は、令和2年の数値である。

(3) 厚生計画実施に係る職務専念義務免除の状況 (職員1人当たりの平均承認日数)

単位(日)

									== (1:)
知	事 部	局		教育委員会					
本庁	地域	全体	本庁	教育事務所	その他の地域	小学校	中学校	県立学校	全体
2.2	2.7	2.5	1.4	2.8	2.6	3. 0	3.0	1.8	2.5
(2.2)	(2.7)	(2.5)	(1.6)	(2.9)	(2.7)	(3.0)	(2.9)	(1.5)	(2.4)

数言	察 本	部	行	政多	5 員	会	全 体
本部	警察署	全体	議会事務局	人委事務局	監査事務局	全体	
0.0	0.0	0.0	2.4	2.6	2.9	2.6	2.0
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(2.6)	(1.8)	(2.8)	(2.5)	(1.9)

- 注1 対象期間は令和3年5月~令和4年3月、( )内の数字は令和2年5月 ~令和3年3月の数値である。
- 注2 取得可能日数は3日である。

(4) 時間外・休日勤務時間 (月平均の時間外・休日勤務時間)

単位 (時間/月)

知	事 部	局	教	育	5 員	会
本庁	地域	全体	本庁	教育事務所	その他の地域	全体
21.6	11.4	15. 3	23.4	15. 1	5. 2	15.8
(19.5)	(9.4)	(13. 3)	(24. 2)	(20.6)	(4.4)	(16.3)

警	察 本	部	行	政多	美員	会	全 体
本部	警察署	全体	議会事務局	人委事務局	監査事務局	全体	
18.0	22.8	21. 2	14. 0	17. 1	4. 5	12.7	19. 2
(17.4)	(22.7)	(21.0)	(13.3)	(22. 2)	(4. 2)	(12.7)	(18.4)

- 注1 ()内の数字は、令和2年度の数値である。
- 注2 調査対象者は、時間外勤務手当の支給対象職員とした。

# 第 6 章 その他

### 1 会議等開催状況(令和4年度)

### (1) 全国人事委員会連合会(全人連)

会議名	開催期日	開催地	備考
第 1 3 0 回 総 会 第65回公平審査事務研修会 給 与 勧 告 説 明 会	令和 4. 6.24 4. 7.14~7.15 4. 8.10	書面開催 熊 本 県 WEB開催	全人連主催 全人連主催

#### (2) 全国人事委員会事務局長会議

会議名		開催期日	開催地	備考
事務局長会	会議	令和 4. 8.26	WEB開催	総務省主催

#### (3) 十六都道府県人事委員会協議会

会議名	開催期日	開催地	備考
委員長・事務局長会議 事 務 局 長 会 議	令和 4.4.25 4.7.11	書面開催 書面開催	兵庫県主催 東京都主催

### (4) 関東甲信越静人事委員会協議会

#### ア会議

会議名	開催期日	開催地	備考
委員長・事務局長会議 事 務 局 長 会 議	令和 4. 4.28~ 5.26 4. 8.23~ 9.14	書面開催 書面開催	長野県主催 静岡県主催

#### イ 研修会

研修会名	開催期日	開催地	備考
公平審査事務研修会任用事務研修会給与事務研修会	令和 5. 1.12~5.3.29 4.12.20~5.1.31 4.12.16~5.2.28	書面開催 書面開催 書面開催	静岡県主催 神奈川県主催 長野県主催

### (5) 三県人事委員会連絡協議会

会議名	開催期日	開催地	備考
給 与 担 当 課 長 会 議任 用 担 当 課 長 会 議	令和 4. 8.19∼4.9.15 5. 2. 3	書面開催	千葉県主催

## 2 事務局職員名簿

(令和5年3月31日)

Ī	課	担 当	職	名	J	£	名	7	摘 要
			事務	局 長	細	野		正	環境部へ出向
				局長兼 字課長	澁	澤		幸	南部地域振興センターへ出向
総系	<b>务給与</b>	課							
			副部	果 長	塚	本	英	樹	雇用労働課へ出向
	総務	担当	主	查	岡	田	瑞	恵	雇用労働課へ出向
			主	事	ЛТ	田	雪	菜	
			会計年	度任用	髙	橋	文	佳	
	給与	制度担当	主	幹	荒	木	康	正	議事課へ出向
			主	査	菅	原	和	徳	
			主	任	小	池	_	輝	保健医療政策課(県立病院機構派遣)へ出向
			主	任	岩	崎	伸	広	環境科学国際センターへ出向
			主	事	大	塚	優	希	
			主	事	東	郷	識	子	
			主	事	永	瀬力	加 世	子	
任月	審査	課	課	長	Щ	岸	盛	三	北部環境管理事務所へ出向
	審査	相談担当	主	幹	#	樂		章	
			主	查	池	田	佳	代	
			主	任	石	井	早紅	2子	朝霞県税事務所へ出向
			主	事	梶	Щ	雄	太	朝霞県土整備事務所へ出向
			(併) 主	查	安	藤	弘	朗	保健医療政策課(県立病院機構派遣)〜出向
Ì	採用	試験担当	主	幹	立	花		幹	
			主	查	荻	野	和	博	
			主	查	根	本	美貴	计子	審査調整課へ出向
			主	仁:	豊	泉	英	明	   人事課(内閣府派遣)〜出向
			主	事	髙	波	千	聖	
			主	事	栗	尾	亮	哉	
			主	事	岡	安		瑛	退職
			会計年	度任用	大	杉	紘	子	
	昇任	試験担当	主	幹	橋	本	直	樹	人権・男女共同参画課へ出向
			主	查	猿	田	達	彦	   発達障害総合支援センターへ出向
			主	查	小	林	真	弓	

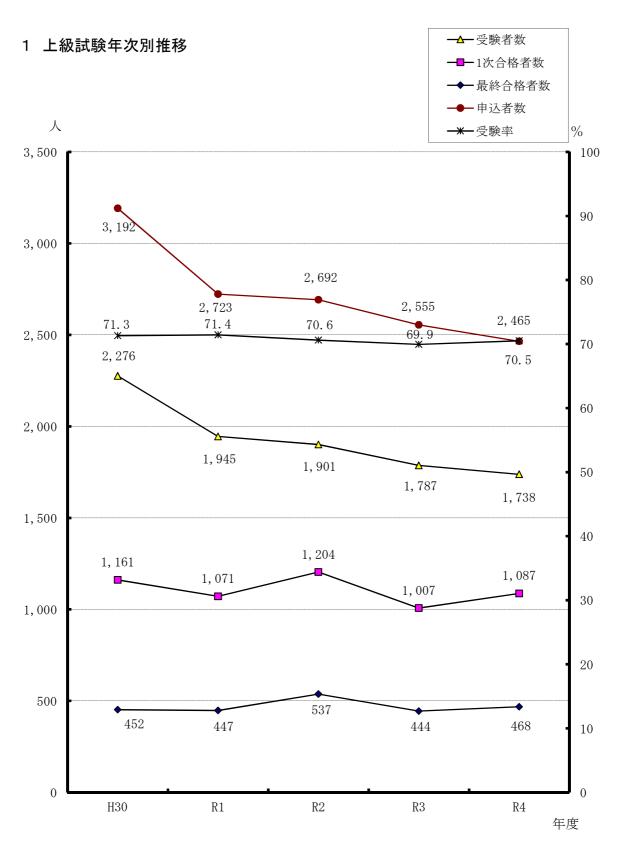
(令和5年4月1日)

部	<b></b>	担 当	暗	线 名		氏	名		摘 要
			事系	务局 長	唐	橋	竜	_	農林部より昇任
				76 P P V		, ,			
				務局長兼	西	村	憲	_	秩父福祉事務所から
			総務	給与課長					
総務	給与	課	1						
			副	課長	伊	東	祐	_	下水道管理課から
	総務	担当	主	查	福	島	礼	子	総合リハビリテーションセンターから
			主	事	Ш	田	雪	菜	
			会計	年度任用	髙	橋	文	佳	
	給与	制度担当	主	幹	平	Ш	康	司	教職員課から
			主	査	菅	原	和	徳	
			主	任	大	塚	優	希	
			主	任	東	郷	識	子一	
			主	事	岩	野	晃	平	文書課から
			主	事	相	澤	琢	磨っ	飯能県税事務所から
<b>红田</b>	審査	<u> </u>	主課	<u>事</u> 長	永瀧	澤	ル 世 幸	<u>于</u> 子	少子政策課から
		<del>∝</del> 相談担当	主		出	樂	_ 芋_	章	少丁 政衆 味がら
	田山	146/172	主	查	池	田田	佳	代	
			主主	任	後	藤	香	伸	  財務課から
			主	事	大	貫	隆	代	西部福祉事務所から
			(併) 主	查	弘	田	佑	介	本務設備課
	採用	試験担当	(兼) 畐	 リ課 長	伊	東	祐	_	総務給与課副課長兼務
			主	幹	立	花		幹	
			主	查	荻	野	和	博	
			主	查	飯	島力	定 紀	子	春日部県税事務所から
			主	查	田	中		諒	税務課(戸田市派遣)から
			主	事	稲	村	政	樹	越谷県土整備事務所から
			主	事	梅	木		愛	春日部保健所から
			主	事	髙	波	千	聖	
			主	事	栗	尾	亮	哉	
			主	事	村	田	涼	輔	新規採用
				年度任用	大		紘	子	
	昇任	試験担当	主	幹	平			賢	
			主	查	小	林	真	弓	
			1						

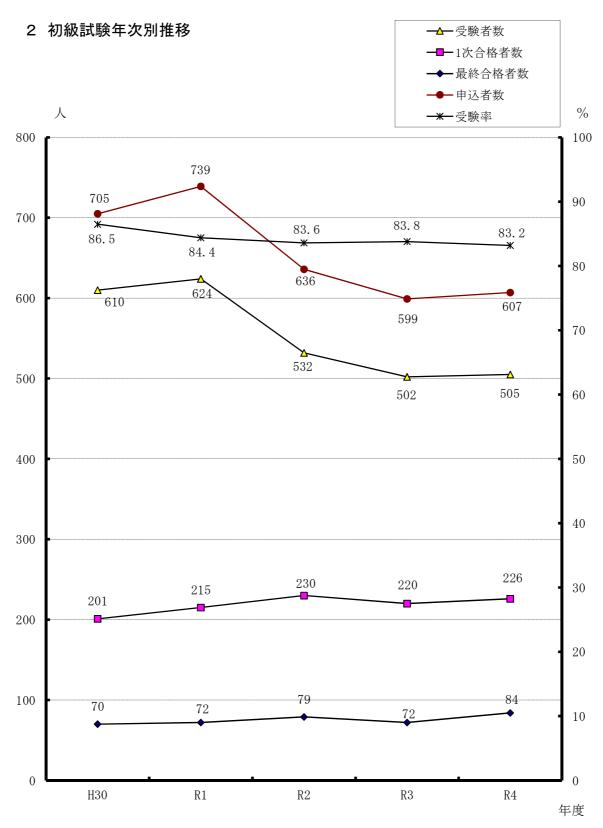
# 参考資料

1	上級試験年次別推移	5 5
2	初級試験年次別推移	5 6
3	経験者職員採用試験年次別推移	5 7
4	免許資格職試験年次別推移	5 8
5	障害者を対象とした採用選考年次別推移	5 9
6	警察官採用試験年次別推移	6 0
7	主査級昇任試験年次別推移	6 1
8	職員採用試験に係る自己情報の開示請求の状況	6 2
9	令和4年度採用試験に関する採用候補者の採用状況	6 3
1 0	職員採用試験に係るインターネット等の利用状況	6 4
1 1	県及び国における給与勧告(月例給改定)の年次別推移	6 5

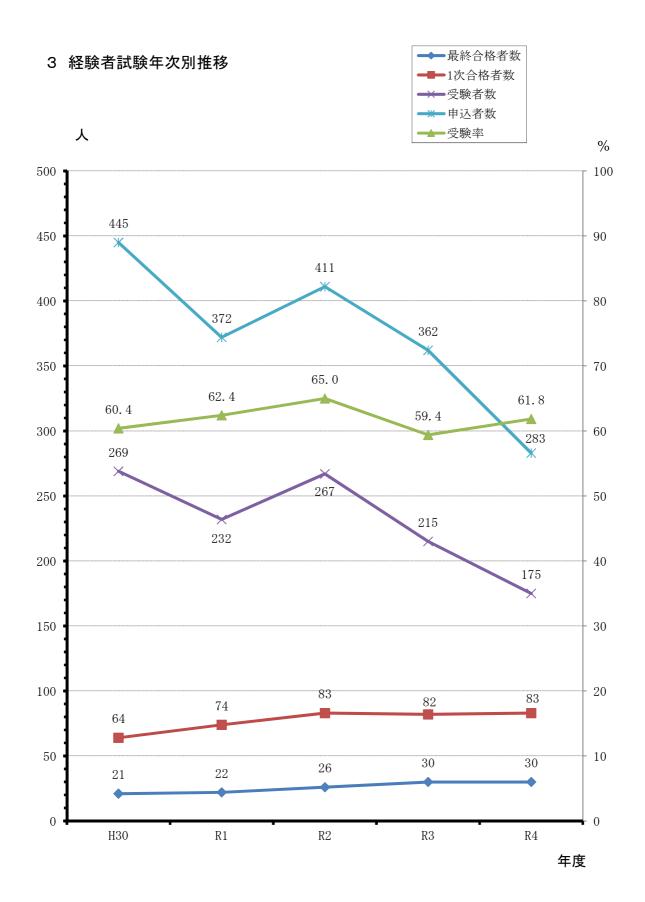


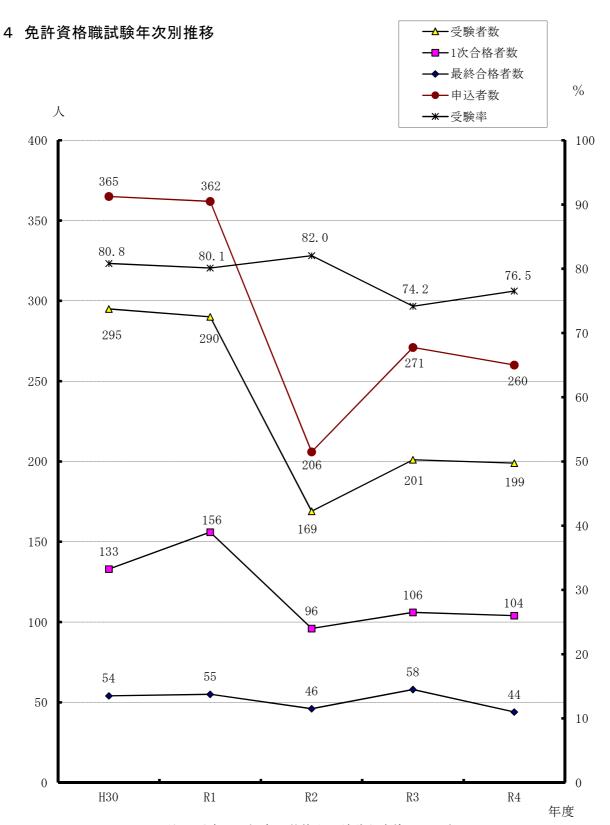


注 数字は、県職員上級、小・中学校事務上級、 警察事務上級の各試験を合計したもの。



注 数字は、県職員初級、小・中学校事務初級、 警察事務初級の各試験を合計したもの。



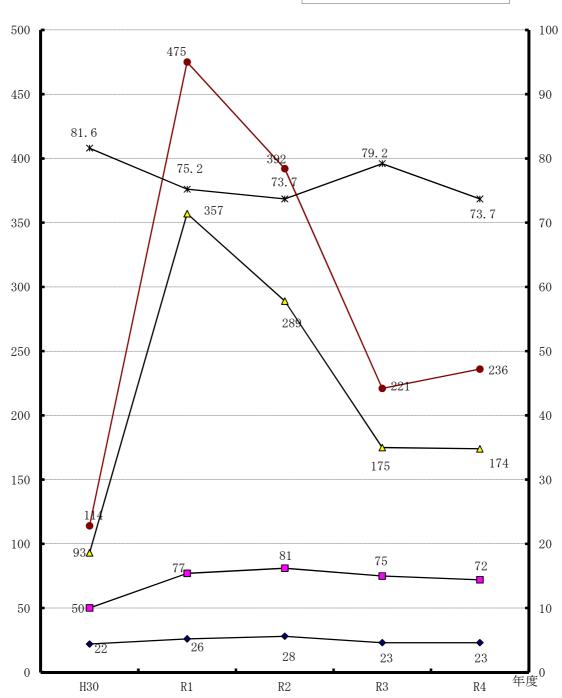


注 平成30年度は栄養士の試験を実施していない。 令和2年度は管理栄養士及び栄養士の試験を実施していない。 令和3年度は管理栄養士及び保健師(警察)の試験を実施していない。 令和4年度は栄養士及び保健師(警察)の試験を実施していない。

### 5 障害者を対象とした採用選考年次別推移

%

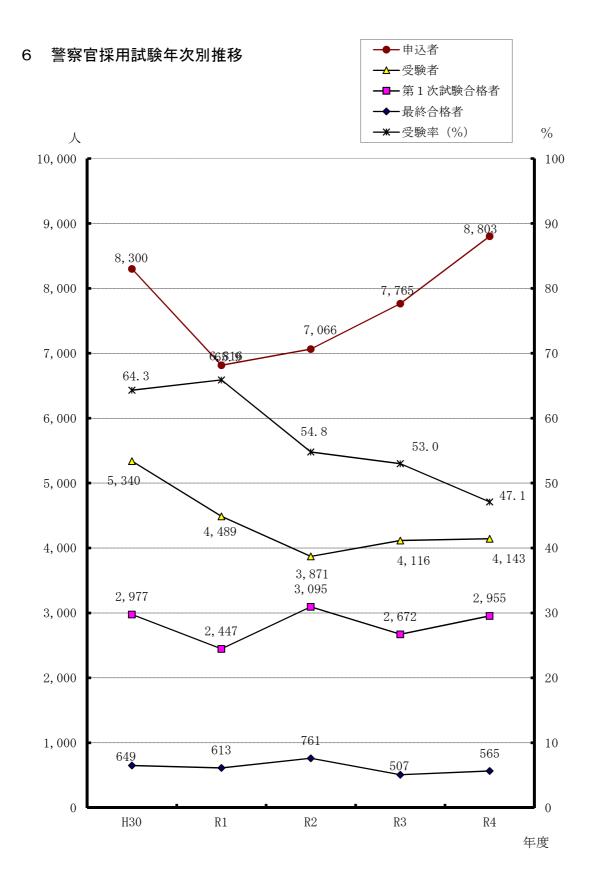
人

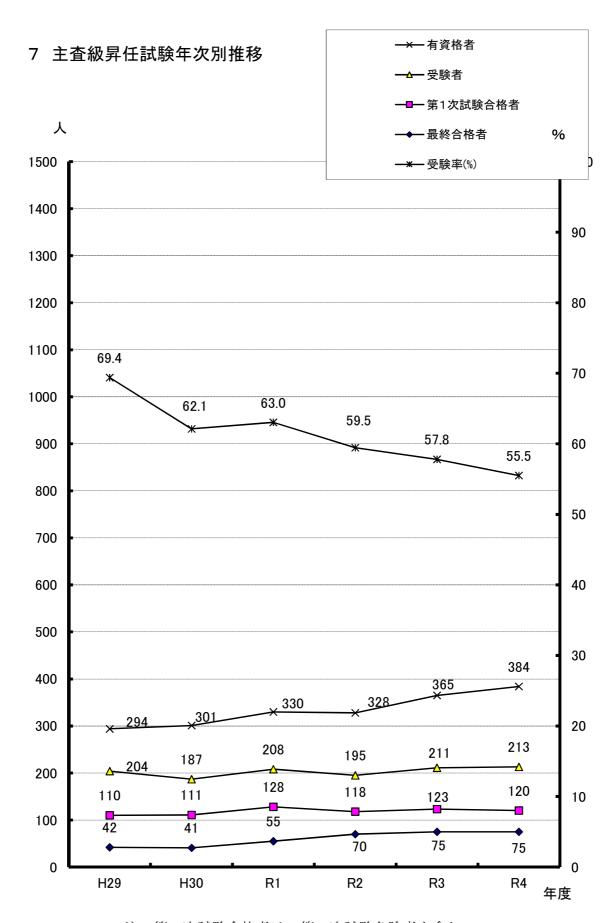


注 平成 2 7年度より、身体障害の程度を「1 級から4 級まで」から「1 級から6 級まで」に拡大。 平成 2 9年度より、年齢の上限を2 9歳から3 4歳に拡大。 平成 3 0年度より、精神障害者を対象に追加。

令和元年度より、知的障害者を追加し、年齢の上限を 3.4 歳から 5.8 歳に拡大したほか「県内居住要件」及び「自力通勤」の要件を撤廃。

令和2年度より、一般事務と警察事務を分けて募集。





注 第1次試験合格者は、第1次試験免除者を含む。

# 8 職員採用試験に係る自己情報の開示請求の状況

		令和2年度 請求者数	令和3年度 請求者数	令和4年度 請求者数
		人	人	人
上	職員	457	322	324
級	小・中事務	32	27	40
試	警察事務	14	21	17
験	小計	503	370	381
初	職員	14	11	4
級	小 · 中 事 務	4	3	3
試	警察事務	7	7	3
験	小計	25	21	10
経	験者職員	32	29	31
免	許資格職	29	36	33
	合 計	589	456	455

#### 9 令和4年度採用試験に関する採用候補者の採用状況

試験区分 職種			採用予定者数	採用候補者名	採用者			採用者の任命	権者別内訳			採用率(%)
武 聚 区	. <b>л</b>	<b>૫</b> 0 (里	採用卫走有奴	簿登載者数 (人)	合計 (人)	知事	教育	警察	企業	下水	その他	採用率(%) (C)/(B)
		一般行政	184	300	186	156	25		4	1		62.0%
		福祉	36	18	12	12						66.7%
		心理	15	20	17	17						85.0%
		設備	21	19	10	4			5	1		52.6%
		設備(警察)	2	1	1			1				100.0%
	上級試験	総合土木	39	24	11	8			1	2		45.8%
		建築	6	2	2	2						100.0%
		化学	10	10	8	6			2			80.0%
		農業	17	20	17	17						85.0%
		林業	6	8	6	6						75.0%
		小計	336	422	270	228	25	1	12	4	0	64.0%
		一般事務	11	19	5	2	3					26.3%
	初級試験	設備	2	1	1				1			100.0%
職員採用試験		総合土木	4	4	2	1			1			50.0%
		小計	17	24	8	3	3	0	2	0	0	33.3%
		薬剤師	5	9	9	9						100.0%
		獣医師	13	14	10	10						71.4%
	免許資格職	保健師	10	13	10	10						76.9%
	20112011112	管理栄養士	2	3	3	3						100.0%
		司書	4	5	5		5					100.0%
		小計	34	44	37	32	5	0	0	0	0	84.1%
	経験者試験	一般行政	5	6	3	3						50.0%
		心理	5	0	0							
		設備	6	6	6	4			2			100.0%
		総合土木	7	11	7	6			1			63.6%
		建築	2	4	3	3						75.0%
		農業	3	3	3	3						100.0%
_		小計	28	30	22	19	0	0	3	0		73.3%
県	職員計		415	520	337	282	33	1	17	4	0	64.8%
小·中学校事務		:級	18	22	18		18					81.8%
		D級 	12	28	13	-	13	-	-			46.4%
小-日	1	計 	30	50	31	0	31	0	0	0	0	62.0%
警察事務		-級	27	24	20			20				83.3%
2007		D級	16	32	12			12				37.5%
<b>三</b>	客事 務 計		43	56	32	0	0	32	0	0	0	57.1%
	I類	男性	217	280	159			159				56.8%
		女性	37	55	33			33				60.0%
44年平平古安婆	Ⅱ類	男性	15	30	13			13				43.3%
警察官採用試験		女性	100	10	100			100				40.0%
	Ⅲ類	男性	109	133	100			100				75.2%
		女性 計	17	51	38	0	0	38	0	0	0	74.5%
(宝) (校区 +中 2			403	559	347	0	0	347	U	0	U	62.1%
国際捜査		I類	3 5	3	3			0				100.0%
以坦•仲月	10.42	I 類 I 類	2	1	0			0				100.0%
サイバー犯罪	罪捜査	Ⅱ類	2	1	0			0				
敬	察官計	11 規	415	565	350	0	0	350	0	0	0	61.9%
	余 6 引       3 合 計		903	1,191	750	282	64	383	17	4		63.0%
₩ŏ	н п		903	1,191	750	202	04	303	17	4	0	03.0%

### 10 職員採用試験に係るインターネット等の利用状況

### (1) 令和4年度ホームページ閲覧数

	月別件数	累計
4月	29, 206	29, 206
5月	25, 728	54, 934
6月	33, 938	88, 872
7月	32, 907	121, 779
8月	38, 983	160, 762
9月	20, 748	181, 510
10月	22, 013	203, 523
11月	14, 331	217, 854
12月	11, 222	229, 076
1月	12, 788	241, 864
2月	15, 936	257, 800
3月	23, 407	281, 207

(2) 令和4年度SNS(Twitter)投稿件数 52件

### 11 県及び国における給与勧告(月例給改定)の年次別推移

		県		国			
年	(%)	(円)	勧告実施日	(%)	(円)	勧告実施日	
	率	金額	(年月日)	率	金額	(年月日)	
H25	_	_	H25.10.17	_	_	H25.8.8	
H26	0.37	1,486	H26.10.16	0.27	1,090	H26.8.7	
H27	0.45	1,781	H27.10.19	0.36	1,469	H27.8.6	
H28	0.42	1,641	H28.10.20	0.17	708	H28.8.8	
H29	0.24	949	H29.10.19	0.15	631	H29.8.8	
Н30	0.17	662	Н30.10.18	0.16	655	Н30.8.10	
R1	0.12	446	R1.10.23	0.09	387	R1.8.7	
R2	_	_	R2.11.12	_	_	R2.10.28	
R3	_	_	R3.9.9	_	_	R3.8.10	
R4	0.24	910	R4.10.20	0.23	921	R4.8.8	

# 人事委員会年報

令和4年度版

令和5年11月発行

編集·発行 埼玉県人事委員会事務局

₹330-9301



さいたま市浦和区高砂3-15-1

(TEL) 048-830-6415[直通]

(FAX) 048-830-4930